たんぽぽJr.

無配当こども保険（17）

ご契約のしおり・約款

この保険は太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする
生命保険であり、預金とは異なります。

太陽生命

2025年4月版

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
ご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようよろしくお願いいたします。

◆当冊子において、「当社」または「会社」とあるのは「太陽生命保険株式会社」をさします。

◆この保険を構成する普通保険約款の正式名称には「無配当」および「(17)」がついていますが、当冊子においては、読みやすさを考慮し一部において記載を省略しております。

この冊子の構成

この冊子は、つぎの２つの部分から構成されています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要な事項、諸手続、税法上の取扱など、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約　　款

ご契約の内容、ご契約後の各種取扱などを規定した普通保険約款および特約条項を記載しています。

目的別もくじ

保険用語について知りたい

主な保険用語のご説明

1 ページ

保険の特徴やしくみを知りたい

特徴としくみ

5 ページ

給付金などの請求について知りたい

学資金・給付金などの請求

9 ページ

どういう場合に給付金などが支払われるか知りたい

学資金・給付金などのお支払い

14 ページ

保険料の払込の免除について知りたい

保険料の払込免除

19 ページ

どういう場合に給付金などが支払われないのか知りたい

給付金をお支払いできない場合など

21 ページ

保障がいつから開始するか知りたい

責任開始期について

24 ページ

申込みを撤回したい

クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除）

27 ページ

保険料の払込方法について知りたい

保険料の払込方法について

42 ページ

保険料の払込猶予期間と失効について知りたい

払込猶予期間とご契約の効力について

42 ページ

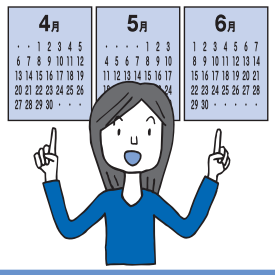

効力を失った保険をもとに戻したい

効力を失ったご契約の復活について

43 ページ

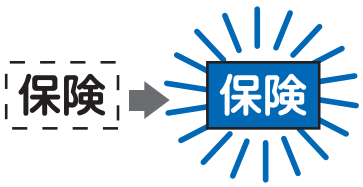

保険料の負担を減らしたい

払込が困難なときの継続方法について

43 ページ

急にお金が必要になったとき

お金がご入用のときの貸付制度（契約者貸付）について

46 ページ

契約を解約したい

ご解約と解約払戻金について

48 ページ

給付金などにかかる税金について知りたい

給付金などの税法上の取扱

52 ページ

もくじ

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明…… 1

特徴としくみ
【1】「たんぽぽJr.」の特徴としくみ …… 5

学資金・給付金などの請求
【1】学資金・死亡給付金などの請求方法 …… 9
【2】指定代理請求人による請求に関する特則について …… 12

学資金・給付金などのお支払い
【1】主契約の保障内容…… 14
【2】保険期間・保険料払込期間 …… 15
【3】給付金のお支払いなどの際の保険料精算について …… 16

保険料の払込免除
【1】保険料の払込免除事由の発生時期…… 19
【2】保険料のお払込を免除する場合 …… 20

給付金をお支払いできない場合など
【1】死亡給付金などをお支払いできない場合、保険料の払込を免除できない場合 …… 21

お申込みに際して
【1】保険契約締結の「媒介」と「代理」 …… 24
【2】生命保険募集人の権限…… 24
【3】責任開始期について…… 24
【4】保険証券について…… 25
【5】ご契約にお申込みの際の留意事項…… 25
【6】告知に関する留意事項 …… 25
【7】契約確認…… 27
【8】クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除）…… 27
【9】新たな保険契約への乗換えについて …… 29
【10】元本欠損について（受取額と払込保険料累計額との関係）…… 30
【11】個人情報のお取扱いについて …… 30
【12】本人特定事項などの確認について …… 31
【13】他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について …… 31
【14】当社の組織形態および株式会社の運営について …… 36
【15】「生命保険契約者保護機構」について …… 36
【16】「FATCA（ファトカ）」（外国口座税務コンプライアンス法）…… 39
【17】「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」…… 40

【18】外国政府等において重要な公的地位にある方について …… 41

ご契約後について

【1】保険料の払込方法について …… 42
【2】払込猶予期間とご契約の効力について …… 42
【3】効力を失ったご契約の復活について …… 43
【4】払込が困難なときの継続方法について …… 43
【5】お金がご入用のときの貸付制度(契約者貸付)について …… 46
【6】保険契約者・住所等の変更や証券紛失 …… 47
【7】ご解約と解約払戻金について …… 48
【8】契約者配当金について …… 49
【9】受取人によるご契約の継続について …… 49
【10】ご契約後のお手続き・ご相談に関する窓口 …… 49

税金について

【1】生命保険料控除について …… 51
【2】給付金などの税法上の取扱 …… 52

免責事由一覧

【1】給付金などを支払わない場合 …… 53
【2】保険料の払込を免除しない場合 …… 53

約款

無配当こども保険(１７)普通保険約款

(この保険の趣旨) …… 55
1.用語の定義 …… 55
2.保険契約者 …… 55
3.会社の責任開始期 …… 55
4.保険契約の型 …… 56
5.学資金、満期祝金および死亡給付金の支払ならびに免責事由 …… 56
6.保険料の払込免除 …… 58
7.保険料の払込 …… 59
8.保険料の前納 …… 60
9.保険料払込の猶予期間および保険契約の失効 …… 60
10.保険料の振替貸付 …… 61
11.保険契約の復活 …… 61
12.詐欺による取消または不法取得目的による無効 …… 62
13.告知義務および保険契約の解除 …… 62
14.解約 …… 63

もくじ

15. 保険契約内容の変更 …… 63
16. 払戻金 …… 64
17. 保険契約者に対する貸付 …… 64
18. 保険契約者および後継保険契約者の変更 …… 64
19. 給付金等の受取人による保険契約の存続 …… 66
20. 保険契約者の住所または集金場所の変更 …… 66
21. 保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行 …… 67
22. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理 …… 67
23. 契約者配当金 …… 67
24. 時効 …… 67
25. 管轄裁判所 …… 67
26. デビットカード等およびクレジットカードによる保険料等の払込 …… 67
27. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則 …… 68
28. インターネットによる保険契約の申込等に関する特則 …… 68
出生前加入特則 …… 68
指定代理請求人による請求に関する特則 …… 69
保険料口座振替扱特約 …… 77

主な保険用語のご説明

あ行	
受取人 （うけとりにん）	給付金・学資金などを受取る人をいいます。

か行	
解除 （かいじょ）	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。
解約 （かいやく）	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されると、以降の保障はなくなります。
解約払戻金 （かいやくはらいもどしきん）	解約した場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
学資金・満期祝金 （がくしきん・まんきいわいきん）	被保険者が所定の時に生存しているときに当社から支払われるお金のことをいいます。
契約応当日 （けいやくおうとうび）	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。とくに月単位の契約応当日といったときは、各月の契約日に対応する日をさします。
契約年齢 （けいやくねんれい）	ご契約者・被保険者の年齢は契約日時点での満年齢で計算し、１年未満の端数は切り捨てて計算した年齢をいいます。 例：４歳７ヵ月の被保険者の契約年齢は４歳となります。 なお、ご契約後のご契約者・被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに１歳を加えて計算した年齢をいいます。
契約日 （けいやくび）	通常は保障が開始される日をいい、保険期間などの計算の基準日になります。 特約の中途付加においては、責任開始の日が特約の契約日となります。
後継保険契約者 （こうけいほけんけいやくしゃ）	ご契約者が死亡したときに、ご契約上の様々な権利と義務を引継ぐ人のことをいいます。
告知義務 （こくちぎむ） と **告知義務違反** （こくちぎむいはん）	ご契約者は、ご契約の申込などをするときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴などの当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままに報告していただきます。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告をされていなかったり、故意に事実を曲げて報告した場合などは、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させること（解除）ができます。

さ行	
失効 （しっこう）	保険料払込猶予期間を過ぎても保険料の払込がなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態となり、給付金等を受取れなくなります。なお、失効したご契約は復活できる場合があります。また失効した場合でも解約払戻金がある場合は、ご契約者は解約払戻金を請求することができます。

●この冊子をよりいっそうご理解いただけるよう主な保険用語についてご説明します。

さ行	
死亡給付金 （しぼうきゅうふきん）	被保険者が死亡したときに当社から支払われるお金のことをいいます。
指定代理請求人 （していだいりせいきゅうにん）	代理請求ができる人として、ご契約者があらかじめ指定した方です。この保険では、後継保険契約者が指定代理請求人となります。
自動振替貸付 （じどうふりかえかしつけ）	保険料の払込猶予期間をすぎても保険契約が効力を失わないように、猶予期間満了時に、当社が自動的に保険料を立替（貸付）する制度です。自動振替貸付ができる契約は、解約払戻金が保険料とその利息の合計額より多い場合にかぎられます。
支払事由 （しはらいじゆう）	給付金などをお支払いする要件をいいます。 例：被保険者の死亡
主契約 （しゅけいやく）	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
責任開始期・責任開始日 （せきにんかいしき・せきにんかいしび）	当社がご契約上の保障を開始する時を責任開始期といいます。責任開始日とは責任開始期の属する日をいい、通常、責任開始日は契約日（復活の場合は復活日）となります。
責任準備金 （せきにんじゅんびきん）	将来の保険金・給付金等をお支払いするために、ご契約者が払込む保険料の中から保険会社が積み立てておく準備金のことをいいます。

た行	
第１回保険料充当金 （だいいっかいほけんりょうじゅうとうきん）	ご契約（特約）の申込時に払込むお金のことで、ご契約（特約）が成立した場合には第１回保険料に充当されます。
特約 （とくやく）	特約は主契約の保障内容をさらに充実させたり、保険料払込方法など主契約と異なる特別な約束をする目的で、主契約に付加するものです。なお、特約のみで契約することはできません。

は行	
払込期月 （はらいこみきげつ）	毎回の保険料の払込期間のことで、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
被保険者 （ひほけんしゃ）	生命保険の保障の対象となる人（保険がかけられている人）のことをいいます。なお、この保険においては、保険契約者も保障の対象となります。
復活 （ふっかつ）	失効（ご契約が効力を失うこと）したご契約を元の状態に戻すことです。復活の際には、未払込保険料の払込や告知・診査などが必要になります。
保険期間 （ほけんきかん）	当社がご契約上の保障を開始してから満了するまでの期間をいいます。

は行	
保険契約者 （ほけんけいやくしゃ）	保険会社と保険契約を締結し、ご契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権など）と義務（保険料の払込の義務など）を持つ人のことをいいます（契約者・ご契約者ともいいます）。
保険証券 （ほけんしょうけん）	ご契約の学資金額・満期祝金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
保険年度 （ほけんねんど）	契約日または毎年の契約応当日から起算して、その翌年の契約応当日の前日までをいいます。契約日から最初の１年間を第１保険年度といい、以下順次、第２保険年度、第３保険年度・・・といいます。
保険料 （ほけんりょう）	ご契約者が当社へ払い込むお金のことをいいます。
保険料払込期間 （ほけんりょうはらいこみきかん）	ご契約者が保険料を払い込む期間のことをいいます。
保険料払込方法 （ほけんりょうはらいこみほうほう）	ご契約者が保険料を払込む方法のことをいいます。保険料払込方法には、大きく分けて払込方法（回数）と払込方法（経路）の２通りがあります。払込方法（回数）には、月払があり、払込方法（経路）には、口座振替扱があります。通常この２通りを組み合わせて、「口座月払」のような表示をします。
保険料払込猶予期間 （ほけんりょうはらいこみゆうよきかん）	払込期月内に保険料の払込がない場合でも、当社の定める期間内に払い込んだときは、ご契約は有効に継続します。この期間を保険料払込猶予期間といいます。月払の場合は払込期月の翌月初日から末日までです。

ま行	
免責事由 （めんせきじゆう）	支払事由または保険料の払込免除事由に該当しても、例外として給付金などをお支払いしない事由または保険料の払込を免除しない事由をいいます。 例：ご契約後２年以内にご契約者が自殺された場合

や行	
約款 （やっかん）	ご契約から消滅までの契約内容を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。
予定利率 （よていりりつ）	保険料はその算出にあたり、当社が資産運用によって得られると想定される収益分をあらかじめ見込んで割り引いています。その計算の際に使用する利率のことを予定利率といいます。

特徴としくみ

【1】「たんぽぽJr.」の特徴としくみ

1．販売名称

●この保険の正式名称は「無配当こども保険（17）」です。
販売にあたり「たんぽぽJr.」と呼んでいます。

2．保険契約の型

●保険契約の型は「Ⅰ型」です。

3．特徴

●被保険者（お子さま）が17歳６ヵ月に達した日の直後の10月１日を迎えたときには、学資金をお支払いします。
・学資金は支払事由が生じた時から、当社所定の利率による利息をつけて自動的に据え置かれます。
※据え置かれた学資金はご契約者から請求があったとき、またはご契約が消滅したときにお支払いします。
●満期を迎えたときには、満期祝金をお支払いします。
・保険期間は22歳満期です。
・満期祝金額は、基準学資金額の100%または20%のいずれかを契約時に選択いただきます。
●ご契約者が死亡したとき、所定の高度障害状態になったとき、または不慮の事故により所定の身体障害状態になったときには、以後の保険料の払込が不要となります。
●被保険者（お子さま）が死亡したときには、死亡給付金をお支払いします。
●被保険者（お子さま）の健康状態について告知していただく必要はありません。
●保険料払込期間は12歳満了です。
●保険料払込期間は５年以上であることを要します。

しくみ図

●ご契約例

被保険者（お子さま）	保険期間	保険料払込期間
0歳	22歳満期	12歳満了

基準学資金額に対する割合
　18歳時　100%
　満期時　100%または20%

（学資金の割合は、基準学資金額に対する割合です。）

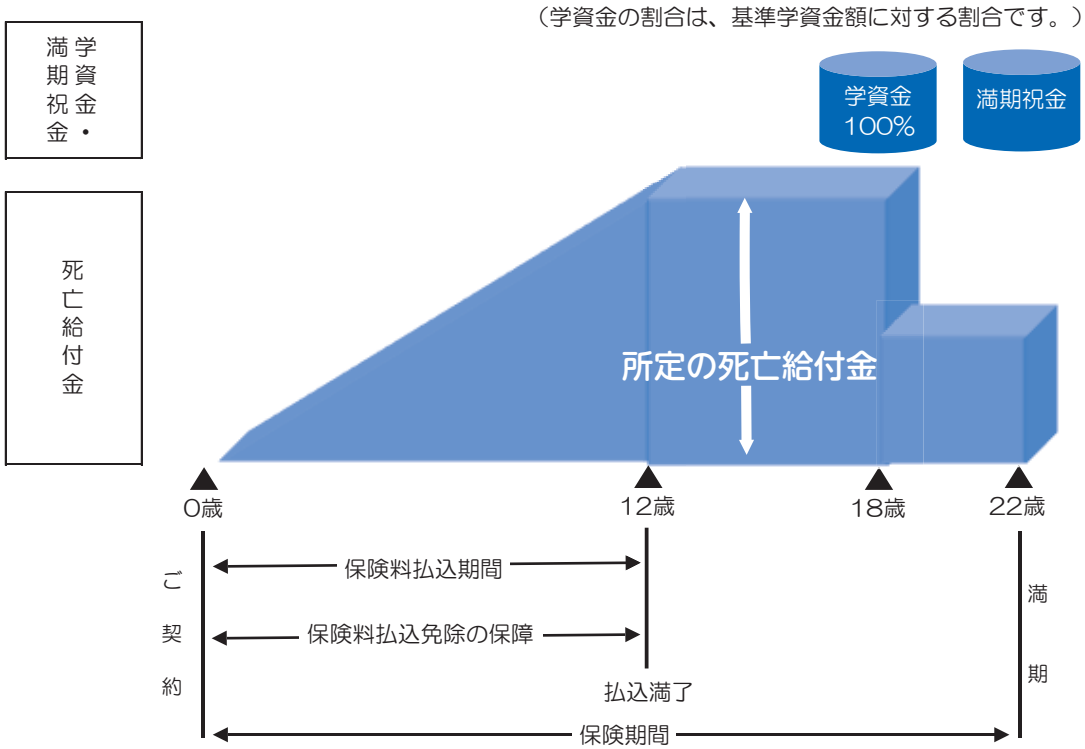

4．後継保険契約者について

●ご契約の際、ご契約者はつぎの範囲内で1名を後継保険契約者にご指定ください。

・被保険者（お子さま）
・被保険者（お子さま）の父母
・被保険者（お子さま）の３親等内の親族

●後継保険契約者とは、ご契約者が死亡したときに保険契約上の一切の権利・義務を承継する方です。
●後継保険契約者の故意によりご契約者が死亡した場合などは、保険契約は後継保険契約者に承継されません。

5．出生前加入特則について

●「出生前加入特則」を適用することにより、被保険者となるお子さまの出生予定日の140日前から加入いただけます。
●「出生前加入特則」を適用してご契約された場合の取扱は、つぎのとおりです。

項目	取扱など
①お子さまが生まれたとき	・すみやかに太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
②お子さまが２人以上生まれたとき	・戸籍上、先順位のお子さまを被保険者とします。
③ご契約の際にご契約者から戸籍の順位により被保険者とする方を指定したとき	・上記②にかかわらず、指定したお子さまを被保険者とします。
④被保険者となるべきお子さまが流産または死産等により出生しなかったとき	・保険契約を無効とし、すでに払込んだ保険料をご契約者にお返しします。この場合、すみやかに太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
⑤被保険者となるべきお子さまの出生前に、ご契約者が死亡したとき	・以後の保険料の払込を免除します。この場合、すみやかに太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。 ・なお、後継保険契約者を被保険者としたときは、被保険者となるべきお子さまは、出生した時から保険契約上の一切の権利義務を承継します。

！ご注意

●お子さまの年齢について

「出生前加入特則」を適用することにより、お子さまの出生前に加入した場合、お子さまの保険契約上の年齢は０歳で加入したものとして計算します。そのため、満期祝金の支払われる年齢と実際の年齢が異なることがあります。

（例）22歳満期の場合

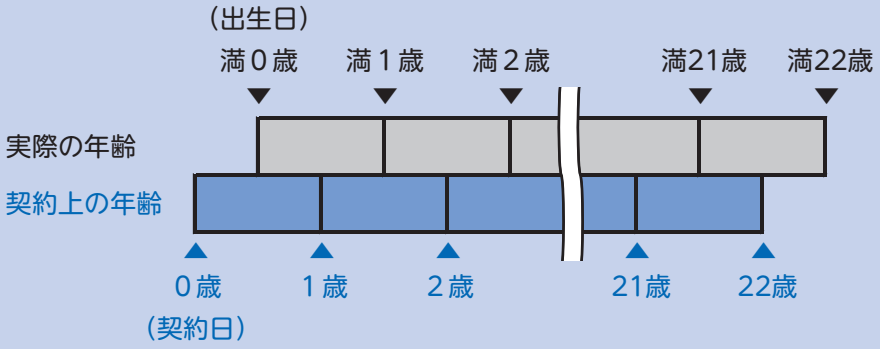

学資金・給付金などの請求

【1】学資金・死亡給付金などの請求方法

1．請求手続きの流れ

●被保険者（お子さま）やご契約者がお亡くなりになった場合、まずは太陽生命にご連絡ください。

●死亡給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合だけでなく、死亡給付金などのお支払いまたは保険料の払込免除の可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、お気軽にご連絡ください。

※満期祝金については、支払時期が近づいた際に、当社より請求についてのご案内および当社所定の請求書をお届けします。

●請求のイメージ

お客様	太陽生命
① 請求のご連絡 太陽生命 お客様サービスセンター (裏表紙を参照)に ご連絡ください。 	
	② 請求のご案内 ご請求にあたっての詳しいご案内と、ご請求に必要な書類をお届けします。 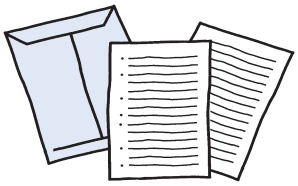
③ 書類の準備・提出 ・請求書類に必要事項をご記入ください。 ・医療機関(病院など)に診断書などの発行をご依頼してください。(ご自身のご記入で代用できるものもあります。) ・ご案内した書類をご準備ください。 すべて準備できましたらご提出ください。	
	④ 書類の点検・給付金などのお支払い ご提出いただいた書類の内容を点検し、ご契約内容にしたがって、給付金などをご指定の口座へ送金します。
⑤ お支払内容のご確認 お支払金額などの明細を郵送しますので、内容をご確認ください。	

2．請求書類について

●請求内容によっては、当社所定の様式による医師の診断書のほか、戸籍抄本・印鑑証明書などを提出いただくこともあります。**これらの発行費用などはお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。**

3．お支払いできない場合・保険料の払込を免除できない場合

●当社では、提出いただいた医師の診断書などの内容にもとづき、お支払い・保険料の払込免除の判断をしますが、医師の診断書などの記載内容によっては、死亡給付金などのお支払いまたは保険料の払込免除ができない場合があります。

※詳しくは、「給付金をお支払いできない場合など」をご覧ください。

参照　21 ページ
給付金をお支払いできない場合など

4．お支払いなどの際の確認について

●死亡給付金などのお支払い・保険料の払込免除の請求に関し、当社で委託した業務士等が請求内容などの確認のため、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などに電話または訪問をすることがあります。また、ご契約者を診療した医師等に対し、症状などについて照会・確認をすることがあります。

5．死亡給付金などの支払時期について

●死亡給付金などは、必要な請求書類が当社に到着した日（＊1）の翌日から起算して5営業日（＊2）以内にお支払いします。

ただし、当社に提出した書類だけでは死亡給付金などのお支払いをするために必要な事項の確認ができない場合の支払期限（請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数）は、つぎのとおりとなります。

これらの期間を経過して死亡給付金などをお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

（＊1）請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

（＊2）営業日とは、つぎの日を除く日のことをいいます。（作成月現在）

・土曜日・日曜日

・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

・12月30日から翌年1月4日まで

参照　57 ページ
普通保険約款第 10 条

死亡給付金などをお支払いするための確認などが必要な場合		支払期限
(1) 死亡給付金などをお支払いするための確認が必要な場合	・支払事由発生の有無の確認が必要なとき ・免責事由に該当する可能性があるとき ・告知義務違反に該当する可能性があるとき ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるとき	45日以内
(2) (1)の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日以内
	・弁護士法またはその他の法令にもとづく照会	90日以内
	・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・保険契約者、被保険者、後継保険契約者または指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	120日以内
	・日本国外における調査	150日以内
	・災害救助法が適用された地域における調査	180日以内

※当社が必要に応じて事実の確認を行う場合、その旨を給付金などの請求者に対してご連絡します。

※事実の確認に際し、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人等が、正当な理由がなく確認調査を妨げまたはこれに応じていただけなかったとき(当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、当社は必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞責任を負わず、またその間は給付金などのお支払いはいたしません。
※保険料の払込免除の請求についても、上記と同様の取扱となります。
※詳しくは、普通保険約款の「学資金、満期祝金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所」などをご覧ください。

参照　57 ページ
普通保険約款第 10 条

●死亡給付金などのお支払い・保険料の払込免除に関する査定結果についてのご質問・ご相談などは、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照願います）までお問い合わせください。

6．学資金・死亡給付金などの請求に関して訴訟となった場合

●学資金・死亡給付金などの請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。
※保険料の払込免除の請求に関する訴訟についても同様とします。

参照　67 ページ
普通保険約款第 43 条

！ご注意

●時効について

満期祝金・死亡給付金・解約払戻金などのお支払いおよび保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して３年間請求がないときは消滅しますのでご注意ください。

参照　67 ページ
普通保険約款第 42 条

【2】指定代理請求人による請求に関する特則について

●ご契約者が保険料の払込免除などを請求できないつぎのような特別な事情（＊）があるときに、指定代理請求人が保険料の払込免除などを請求することができます。

（＊）請求できない特別な事情

・傷害または疾病により、保険料の払込免除などの請求を行う意思表示が困難であること　　など

●指定代理請求の取扱対象はつぎのとおりです。

① 保険料の払込免除（ご契約者の死亡による保険料の払込免除を除きます）
② ①に該当した後のつぎの給付金など
ア．学資金・満期祝金
イ．死亡給付金

●この保険では、「指定代理請求人による請求に関する特則」をあらかじめ付加してご契約いただきます。

●後継保険契約者をご契約者の代理人（「指定代理請求人」）とします。

●ご契約者は、指定代理請求人に、この保険契約の指定代理請求人として指定している旨および内容についてご説明ください。

●当社が学資金などを指定代理請求人にお支払いしたときは、その後重複して学資金などの請求を受けてもお支払いしません。

●指定代理請求人から請求いただく場合、戸籍抄本等を提出いただくことがあります。

参照　69 ページ
普通保険約款　「指定代理請求人による請求に関する特則」

！ご注意

●指定代理請求人から保険料の払込免除または学資金などを請求いただく場合、つぎの点についてあらかじめご了承ください。

・指定代理請求人からの請求にもとづき保険料の払込を免除また学資金などをお支払いした場合、ご契約者にはその旨を連絡いたしません。したがって、ご契約者の了知なしに以後の契約内容が変更する（保険料が変更されたり、保険料の払込が不要になるなど）ことになります。

・保険料の払込を免除または学資金などをお支払いした後に、ご契約者または被保険者から契約内容について照会があったときは、保険料の払込が免除されている旨または学資金などのお支払いがある旨の回答をせざるを得ません。このため、ご契約者または被保険者に保険料の払込免除または学資金などのお支払いの理由を知られることがあります。

●つぎのいずれかに該当する者は、指定代理請求人としての取扱を受けることはできません。

・故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者

・故意にご契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者

学資金・給付金などのお支払い

【１】主契約の保障内容

無配当こども保険（17）

被保険者（お子さま）が、17歳６ヵ月に達した日の直後の10月１日に生存しているときに学資金を、保険期間満了時に生存しているときに満期祝金を、保険期間中に死亡したときに死亡給付金をお支払いします。

●保障内容

学資金等をお支払いする場合	お支払いする学資金等（支払金額）	受取人
被保険者（お子さま）が17歳６ヵ月（＊１）に達した日の直後の10月１日に生存しているとき	学資金（所定の金額（＊１））	保険契約者
被保険者（お子さま）が保険期間満了時に生存しているとき	満期祝金（満期祝金額）	
被保険者（お子さま）が保険期間中に死亡したとき	死亡給付金（所定の死亡給付金額（＊２））	

（＊１）保険契約の型（Ⅰ型）の、学資金の金額は基準学資金額に100％を乗じた金額とします。

（＊２）所定の死亡給付金額は、つぎのとおり計算した金額です。詳しくは、普通保険約款　別表１の「死亡給付金額」をご覧ください。

（主契約の月払保険料（注１）（注２））×（保険料の払込回数（注３））
－（すでに支払事由の生じた学資金額）

（注１）個人扱保険料率を適用した場合の主契約の月払保険料です。

（注２）基準学資金額および満期祝金額の減額が行われた場合は、ご契約当初から被保険者（お子さま）の死亡時の基準学資金額および満期祝金額であったものとして計算します。

保険契約者の変更（保険契約者の死亡による保険契約の承継を除きます）が行われた場合は、ご契約当初から、被保険者（お子さま）の死亡時の保険契約者であったものとして計算します。

（注３）被保険者（お子さま）が死亡した日を含む保険料期間までに保険料を払込むべき回数とします。

参照　71 ページ
普通保険約款　別表１

！ご注意

- ●学資金は、支払事由が生じた時から、当社所定の利率による利息をつけて自動的に据え置き、ご契約者から請求があったとき、またはご契約が消滅したときにご契約者にお支払いします。
- ●据置利率は経済情勢により変動（増減）することがあります。
- ●保険料の自動振替貸付または契約者貸付による貸付金がある場合、学資金・満期祝金・死亡給付金などをお支払いするときは、貸付元利金が差引かれて精算されます。
- ●被保険者（お子さま）が保険期間中に死亡した場合、ご契約は消滅します。

指定代理請求人による請求について

ご契約者が保険料の払込免除または学資金などを請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が保険料の払込免除または学資金などを請求することができます。詳しくは「学資金・給付金などの請求」の「【2】指定代理請求人による請求に関する特則について」をご覧ください。

参照　12 ページ
指定代理請求人による請求に関する特則について

【2】保険期間・保険料払込期間

●ご契約時の保険期間・保険料払込期間は、つぎの範囲内で取扱います（保険料払込期間は5年以上であることを要します）。実際の申込内容については、設計書でご確認ください。また、保険証券到着後は、保険証券でご確認ください。

保険期間	保険料払込期間
22歳満期	12歳満了

※保険期間・保険料払込期間は、契約日から被保険者（お子さま）がその年齢（注）になる年単位の契約応当日の前日までの期間です。
たとえば、保険期間は「契約日から被保険者（お子さま）の年齢（注）が22歳になる年単位の契約応当日の前日まで」となります。

（注）ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に年単位の契約応当日ごとに１歳を加えて計算した年齢をいいます。

【3】給付金のお支払いなどの際の保険料精算について

毎月払込いただく保険料は、払込期月ごとの契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間（この期間のことを「保険料期間」といいます）に充当され、払込期月中の契約応当日に払込むものとして計算されています。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が１日の場合

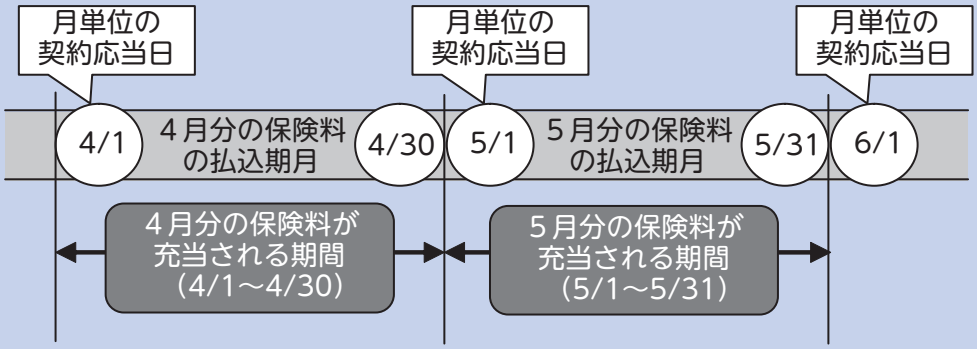

したがって、学資金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当される保険料が払込まれていない場合には、つぎのとおり取扱います。

●払込期月中の未払込保険料の精算

事由に応じて、つぎのとおり取扱います。

内容	取扱
・学資金・死亡給付金などをお支払いするとき	・未払込保険料（１ヵ月分）（＊）をお支払いする金額から差引きます。 ※ただし、保険料払込方法が口座振替扱のご契約およびお支払いする金額が未払込保険料（１ヵ月分）（＊）より少ない場合などは、猶予期間内に未払込保険料（１ヵ月分）（＊）を払込いただくことがあります。
・保険料の払込を免除するとき	・猶予期間内に未払込保険料（１ヵ月分）（＊）を払込いただきます。

（＊）未払込保険料は、払込が必要なすべての主契約・特約の保険料合計額となります。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が１日の場合

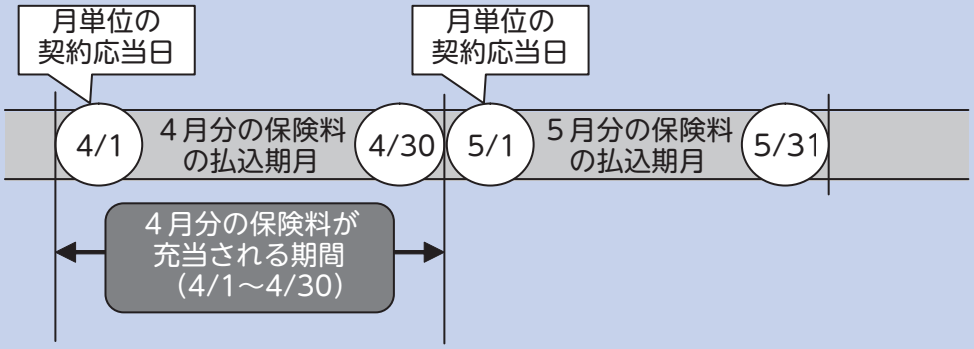

４月分の保険料（１ヵ月分）が未払込のまま、4/1～4/30の間に
●学資金・死亡給付金などの支払事由が発生したとき
４月分の保険料（１ヵ月分）を差引きます。
●保険料の払込免除事由が発生したとき
４月分の保険料（１ヵ月分）を払込いただきます。

●猶予期間中の未払込保険料の精算

事由に応じて、つぎのとおり取扱います。

内容	取扱
・学資金・死亡給付金などをお支払いするとき	・未払込保険料（２ヵ月分）（＊）をお支払いする金額から差引きます。 ※ただし、保険料払込方法が口座振替扱のご契約およびお支払いする金額が未払込保険料（２ヵ月分）（＊）より少ない場合などは、猶予期間内に未払込保険料（２ヵ月分）（＊）を払込いただくことがあります。
・保険料の払込を免除するとき	・猶予期間内に、未払込保険料（２ヵ月分）（＊）を払込いただきます。

（＊）未払込保険料は、払込が必要なすべての主契約・特約の保険料合計額となります。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が１日の場合

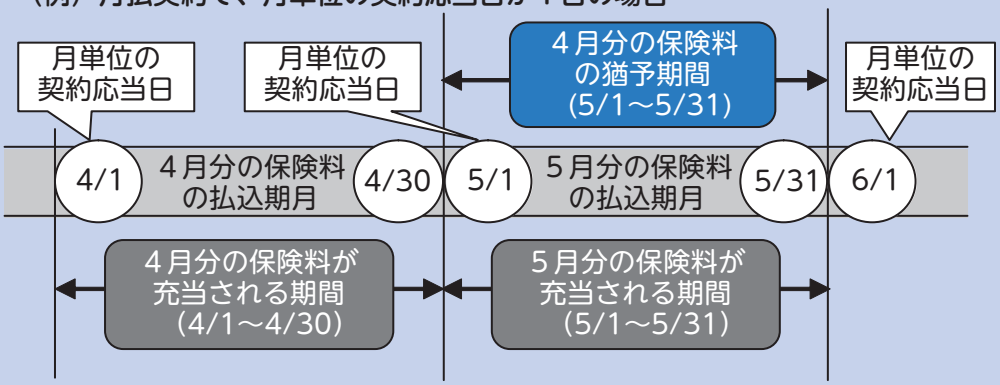

４月～５月分の保険料（２ヵ月分）が未払込のまま、5/1～5/31の間に

●学資金・死亡給付金などの支払事由が発生したとき
４月～５月分の保険料（２ヵ月分）を差引きます。

●保険料の払込免除事由が発生したとき
４月～５月分の保険料（２ヵ月分）を払込いただきます。

保険料の払込免除

【１】保険料の払込免除事由の発生時期

●保険料の払込免除の対象となる保険料の払込免除事由は、責任開始期(ご契約時・復活時など）以後の保険料払込期間中に原因が発生したものにかぎります。
ただし、責任開始期（ご契約時・復活時など）前の傷害または疾病により、所定の身体障害状態もしくは高度障害状態になった場合でも、保険契約の締結または復活などの際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた傷害または疾病により、所定の身体障害状態もしくは高度障害状態になったものとみなして取扱います。

・ご契約者がその傷害または疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

> ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、ご契約者が医師の診療を受けたことがない場合
> ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、ご契約者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
> ※異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
> ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその傷害または疾病による症状についてご契約者の自覚または認識がない場合

●責任開始期（ご契約時・復活時など）前または保険料払込期間満了後に保険料の払込免除事由に該当しても、保険料の払込を免除することはできません。

！ご注意

●責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の原因による新たな障害状態が加わって所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になった場合などには、保険料の払込を免除できることがあります。

【2】保険料のお払込を免除する場合

●ご契約者が保険料払込期間中に、つぎのいずれかになったときに、以後の保険料の払込を免除します。

項目	保険料の払込を免除する場合
死亡	●死亡したとき
所定の高度障害状態	●傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態（＊１）になったとき
不慮の事故による所定の身体障害状態	●所定の不慮の事故（＊２）による傷害を直接の原因として、所定の身体障害状態（＊３）になったとき ※ただし、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害状態（＊３）になったときにかぎります。

（＊１）所定の高度障害状態とは、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める１級の障害状態などとは異なります。詳しくは、普通保険約款　別表３の「高度障害状態」をご覧ください。

（＊２）対象となる不慮の事故については、普通保険約款　別表２の「不慮の事故」をご覧ください。

（＊３）対象となる身体障害状態とは、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。詳しくは、普通保険約款　別表４の「身体障害状態」をご覧ください。

参照　71 ページ
普通保険約款　別表２～４

給付金をお支払いできない場合など

【1】死亡給付金などをお支払いできない場合、保険料の払込を免除できない場合

死亡給付金などのお支払いや保険料の払込免除は、約款の規定にもとづいて取扱いますが、以下のように死亡給付金などをお支払いできない場合や保険料の払込を免除できない場合があります。

1．支払事由や保険料の払込免除事由に該当しない場合

●保険料の払込免除事由に該当しない場合の例は、つぎのとおりです。

・保険料の払込免除事由に該当しない高度障害状態の例

所定の高度障害状態について、症状の固定がされていないとき

2．支払事由に該当しても死亡給付金などをお支払いできない場合

●支払事由に該当しても死亡給付金などをお支払いできない場合・保険料の払込を免除できない場合の例は、つぎのとおりです。

・約款に規定された免責事由（死亡給付金などを支払わない場合等）に該当したとき（詳細は「免責事由一覧」をご参照ください）

参照　53 ページ
免責事由一覧

3．責任開始期前に生じた不慮の事故・疾病などを原因とする場合

●責任開始期（ご契約時・復活時など）前に原因が生じたことにより、保険料の払込を免除しない（死亡を事由とする場合を除きます）場合の例は、つぎのとおりです。

・当社の責任開始期（ご契約時・復活時など）前に生じた傷害・疾病を原因として、所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になったとき

※ただし、責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに原因が生じていた場合でも、ご契約の締結または復活などの際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた原因によるものとみなして取扱います。

・ご契約者がその傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます）について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引受けたとき

・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

・責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、医師の診療を受けたことがない場合
・責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
※異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその傷害または疾病による症状について自覚または認識がない場合

4．告知義務違反による解除の場合

参照　62 ページ
普通保険約款第 24 条等

●告知義務違反による解除により、保険料の払込を免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
・ご契約者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったとき
・ご契約者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違するとき

5．重大事由による解除

参照　62 ページ
普通保険約款第 26 条等

●重大事由による解除により、死亡給付金などを支払わない場合・保険料の払込を免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
①ご契約者または後継保険契約者などが給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故（未遂を含みます）を起こしたとき
②受取人に死亡給付金などの請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があったとき
③ご契約者、被保険者または後継保険契約者が、反社会的勢力（＊1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（＊2）を有していると認められるとき
④他の保険契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状況がもたらされるおそれがあるとき
⑤ご契約者、被保険者・給付金などの受取人が他の保険会社等と締結している保険契約が重大事由により解除されるなど、上記①～④と同等の重大な事由があったとき

※上記の事由が生じた以後に、給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、当社は給付金などのお支払いまたは保険料の払込の免除を行いません。当社は、すでに給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。

（＊1）暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
（＊2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。

6．詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

参照　62 ページ
普通保険約款第 22 条等

●詐欺による取消または不法取得目的による無効により、給付金などを支払わな

い場合・保険料の払込を免除しない場合の例は、つぎのとおりです。

・ご契約の締結または復活に際して、ご契約者・給付金などの受取人に詐欺行為があったものと認められるとき（詐欺による取消）

・給付金などを不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもってご契約を締結（復活）されたものと認められるとき（不法取得目的による無効）

※詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでに払込いただいた保険料はお返ししません。

参照　60 ページ
普通保険約款第 18 条等

7．ご契約が失効している場合

●保険料の払込がなく、ご契約が失効しているときは、その後、給付金などの支払事由が生じても、給付金などをお支払いできません。

お申込みに際して

【1】保険契約締結の「媒介」と「代理」

●生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

【2】生命保険募集人の権限

●生命保険募集人（募集代理店の担当者）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
●ご契約の成立後にご契約内容の変更などをされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。
（例）保険契約の復活　など

【3】責任開始期について

●お申込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることを決定(承諾)した場合には、第1回保険料充当金の受取および告知が完了した時から保障を開始します。
なお、第1回保険料充当金は、当社指定の口座に振り込まれ着金した時から受け取ったものとして取り扱います。
※「全期前納」の場合は、第1回保険料充当金＋前納保険料となります。
●責任開始期について図示するとつぎのとおりです。

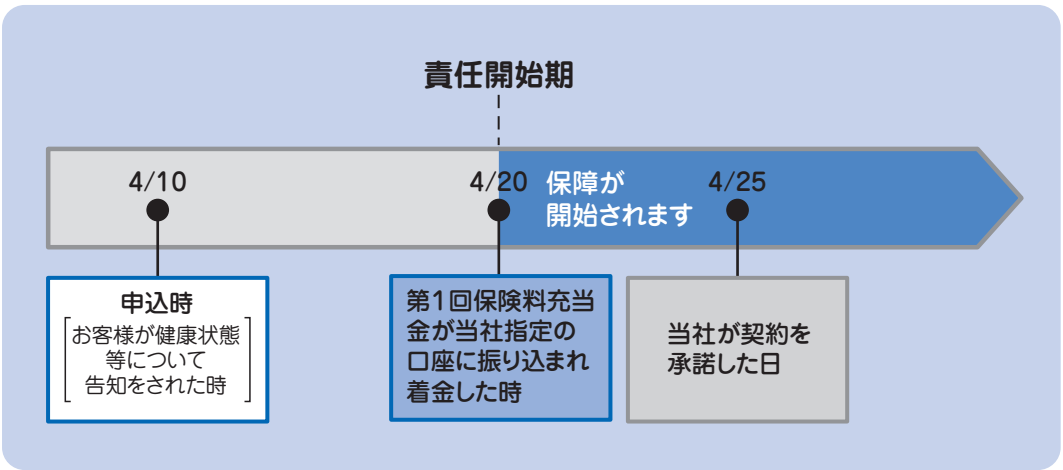

参照　55 ページ
普通保険約款第３条

【4】保険証券について

●ご契約のお申込みを当社がお引き受けしますと、保険証券をご契約者あてに郵送いたします。
保険証券とお申込みの契約内容が相違していないか、お確かめください。
●万一、内容が相違していたり、ご不審の点がございましたら、ただちに太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
●保険証券は、紛失等されませんよう大切に保管願います。

【5】ご契約にお申込みの際の留意事項

●お申込みの契約内容について、ご契約者ご自身が申込書を十分にご確認のうえ署名し、お手続きください。
●この保険は、保険料払込方法のお取扱いを「金融機関などの当社の指定した口座に送金することにより払い込む方法」に限定しておりますので、第1回保険料充当金は、当社指定の口座にお振込みください。

！ご注意

●生命保険募集人による保険料の受領は取り扱いません。
●当社からは領収証を発行いたしませんので、金融機関から発行される振込金受領書を保管してください。

【6】告知に関する留意事項

1．告知の重要性

●ご契約を引受けるにあたっては、これを決めるための重要な事項をおたずねすることになります。そのため、**ご契約者には健康状態など重要な事項について告知していただく義務があります。**生命保険は、多数の方が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態が良くない方や危険度が高い職業に従事している方などが無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。そこで、ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業**など「告知書」で当社がおたずねする重要な事項（申込書でおたずねする告知事項を含みます）について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
●告知をお受けできる権利（告知受領権といいます）は、生命保険会社が有して

参照　62 ページ
普通保険約款第 23 条、24 条、26 条

います。**生命保険募集人（募集代理店の担当者）には告知受領権がないので、生命保険募集人に口頭でお話ししても告知していただいたことにはなりません。**
必ず、ご契約者ご自身で告知書にご記入ください。

2．正しく告知しない場合のデメリットについて

●告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、**故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日（契約日・復活日など）から２年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**

・責任開始日（契約日・復活日など）から２年を経過していても、保険料の払込免除事由が２年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

・ご契約を解除した場合には、保険料の払込免除事由が発生していても、払込を免除することはできません。（ただし、「保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険料の払込を免除することがあります。）この場合は、所定の解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

※なお、上記のご契約を解除する場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険料払込免除できないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をしなかった場合」等、**告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険料払込免除できないことがあります。**
この場合、

- **責任開始日（契約日・復活日など）からの年数は問いません（告知義務違反による解除の対象外となる２年経過後にも取消となることがあります）。**
- **すでに払込いただいた保険料はお返ししません。**

〔具体例〕

	告知義務違反	告知義務違反の内容が特に重大な場合(詐欺による取消)
具体的な内容（例）	１年前に胃潰瘍で入院したことを告知しなかった。	加入直前に、胃がんと診断（本人了知）され、手術したことを、故意に（わざと）告知しなかった。
解除・取消される期間	責任開始日（契約日・復活日など）から２年以内	責任開始日から２年以上経過していても取消となることがあります。
解除・取消したときの保険料の払込免除など	払込免除できません。（ただし、支払事由と解除原因に因果関係がなければ払込免除することがあります）	払込免除できません。
払込いただいた保険料	お返ししません。（解約払戻金をお支払いします）	お返ししません。（解約払戻金もお支払いしません）

参照　29 ページ
新たな保険契約への乗換えについて

参照　62 ページ
普通保険約款第 25 条

！ご注意

●新規加入時のほか、つぎのような場合にも告知が必要です。
・他の保険契約からの乗換え
・復活時

3．当社が告知義務違反による解除ができない場合

●つぎのような場合は、当社は告知義務違反による解除はできません。
・保険契約の締結または復活の際、当社が解除の原因を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
・生命保険募集人（募集代理店の担当者）が、ご契約者が告知をすることを妨げたとき、または、告知しないことをすすめたときや事実でないことを告げるようにすすめたとき

●告知に関する問い合わせ窓口
「告知に関する疑問」、「告知いただいた内容のご照会」などは下記照会先まで問い合わせください。

太陽生命保険株式会社　契約査定課
電話番号：**0120-506-376**（通話無料）
受付時間：月～金曜日　９時～17時
（土・日・祝日・年末年始（12月30日～翌年１月４日）は休業します）

【７】契約確認

●当社では委託した業務士などが、ご契約のお申込後にご契約のお申込内容や告知内容などについてご確認させていただく場合があります。

【８】クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除）

■クーリング・オフについて
●生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださいますようお願いいたします。
●お申込者またはご契約者（以下「お申込者等」といいます）は、つぎのいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内であれば、ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。

①「特に重要なお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」（＊１）の交付日
②保険契約の申込日
③第1回保険料充当金が当社指定の口座に振り込まれ着金した日

（＊１）保険契約の申込みの撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第１項第１号に定める書面になります。

●お申込みの撤回等は、書面または当社ホームページによるお申出方法があります。
●お申込みの撤回等をされた場合には、お申込者等がすでに当社にお払い込みいただいた金額があるときは、その金額をお返しします。
●当社はお申込者等に対し、お申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
●お申込みの撤回等の書面の発信時または当社ホームページからの送信時に給付金などの支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時または当社ホームページからの送信時に、お申込者等が給付金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

■書面によるお申出方法

●お申込みの撤回等は、書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便（封書（＊2）・はがき）により太陽生命契約課あてに、つぎの事項をご記入のうえ、発信してください。

〒103-6031　東京都中央区日本橋2-7-1
太陽生命保険株式会社　契約課　行

①お申込みの撤回等をする旨
②商品名
③取扱代理店名（金融機関名・支店名）・申込日・申込番号
④お申込者等の住所・電話番号・氏名（自署）
⑤返金先口座（金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人（＊３））

（＊２）個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。
（＊３）返金先口座はお申込者（ご契約者）の本人口座に限ります。

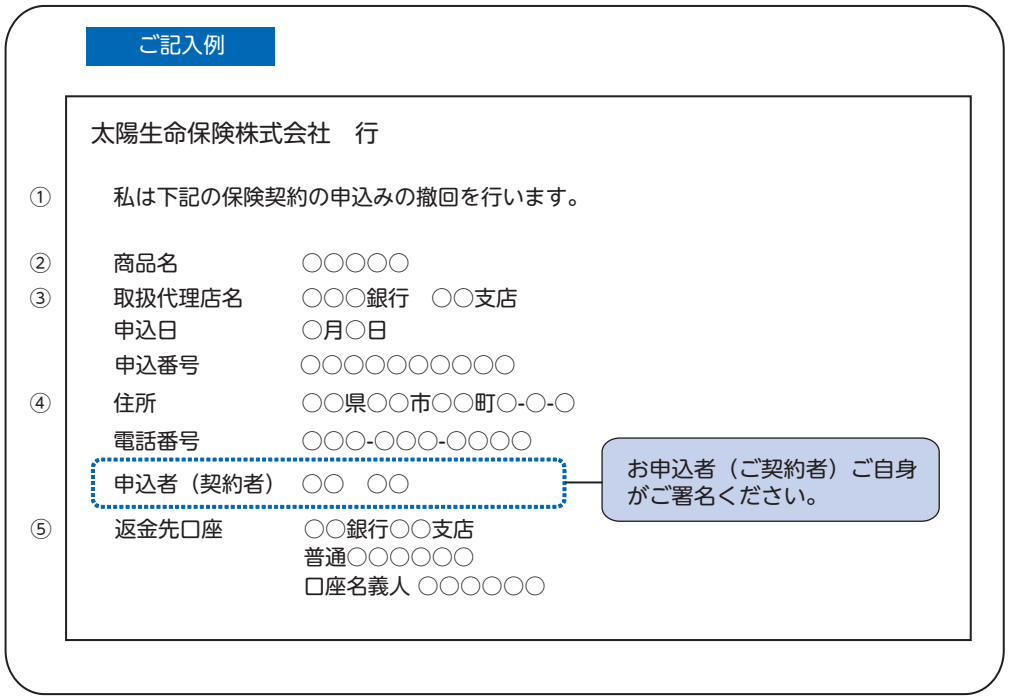

■太陽生命ホームページからのお申出方法

●当社ホームページからのお申込みの撤回などは、クーリング・オフ受付フォームより必要項目を入力のうえ送信してください。送信時に効力が生じます。

！ご注意

●つぎの契約・取扱いなどについて、クーリング・オフをすることができません。
①債務履行の担保のための保険契約
②既存の保険契約の内容変更（満期祝金額の減額など）に関する取扱い

【9】新たな保険契約への乗換えについて

現在ご加入の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約の申込を検討しているお客様は、つぎのように不利益となることがありますので、ご留意ください。

●現在ご加入の保険契約を解約・減額する際の留意事項

・多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。とくに、ご契約後短期間で解約したときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです（一時払の場合を除きます）。

・一定期間の契約継続を条件に発生する契約者配当の請求権等を失う場合があります。

●新たな保険契約を申込む場合の留意事項

・「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始期」を起算点として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。

・**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引受ができないことが**

あります。また、その告知をされなかったためにご契約が解除・取消となることもあります。

・新たに申込の保険契約の保険料については、申込の際の被保険者の年齢等により計算されます。また、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在ご加入の保険契約と異なることがあります。
・新たな保険契約の責任開始日から起算して２年以内に保険契約者が自殺した場合などは、保険料の払込を免除しません。
・詐欺による保険契約の取消の規定等についても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

【10】元本欠損について（受取額と払込保険料累計額との関係）

●この保険は、主に被保険者（お子さま）の教育資金などを計画的に準備いただくことを目的とした保険です。その保険料の一部は、被保険者の死亡保障、ご契約者が死亡した場合などの保険料払込免除の保障や生命保険の運営に必要な経費などにあてられます。したがいまして、将来受取る学資金、満期祝金の合計額が、払込保険料累計額を下回る場合があります。

【11】個人情報のお取扱いについて

●当社は、お客様から取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用します。

詳しくは、「特に重要なお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」または当社ホームページをご確認ください。

①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
④その他保険に関連・付随する業務

※当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や、その他特定共同利用を含む当社における個人情報の取り扱いの詳細については、当社ホームページ（https://www.taiyo-seimei.co.jp）をご覧ください。

！ご注意

●上記の内容は作成月現在のものであり、今後、法令の改正などにより変更となる場合があります。

【12】本人特定事項などの確認について

●当社では、犯罪収益移転防止法にもとづき、保険契約締結等の際、お客様の本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等の確認を行っております。これは、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
なお、本人特定事項等を変更されたときは、すみやかに太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

【13】他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払いが正しく確実に行われるよう、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1．「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

●当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

●保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます）から５年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約

日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

●当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きにしたがい、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きにしたがい、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】
2024年３月31日以前の登録事項
（１）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
（２）死亡保険金額および災害死亡保険金額
（３）入院給付金の種類および日額
（４）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
（５）取扱会社名

2024年４月１日以降の登録事項
（１）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
（２）普通死亡保険金の金額
（３）入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
（４）災害死亡保険金の金額
（５）がん給付金の一時金額
（６）就業不能保障給付金の月額
（７）先進医療保障給付の件数
（８）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
（９）取扱会社名

※2024年４月１日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(２)～(７)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。
※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（https://www.taiyo-seimei.co.jp/download/contract-out/keiyaku.pdf）をご確認ください。

2．「支払査定時照会制度」について

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

●当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

●保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。
相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。
また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

●当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。
また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。
ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】
つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した契約に係るものは除きます。
（１）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
（２）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします）
（３）保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。
※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(https://www.taiyo-seimei.co.jp/download/contract-out/shiharai.pdf)をご確認ください。

3．保有個人データの共同利用について

当社は、下記のとおり、当社が保有するお客様の個人データを共同利用いたします。

1．T＆D保険グループ各社

当社ならびにT＆D保険グループ各社では、経営管理およびリスク管理を実施するとともに、より付加価値の高い商品・サービスの開発・提供を行うため、以下のとおり個人データの共同利用を行います。

●共同利用する個人データ
(1)株式会社T＆Dホールディングス の株主さまの氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、所有株式数等に関する情報
(2)T＆D保険グループが保有する個人の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号その他申込書等に記載された内容および保険金・給付金等のお支払状況その他の下記の利用目的の達成のために必要な個人に関する情報

●共同利用の利用目的
(1)の個人データ
(A)株式会社T＆Dホールディングス の株主さまへのご連絡、各種情報等の提供および 株主管理
(B)その他上記に関連・付随する業務

(2)の個人データ
(A) Ｔ＆Ｄ保険グループの経営管理およびリスク管理、これらに付帯する業務ならびに法令等の遵守
(B) 各種取引の開始・維持管理（各種保険契約の引受けおよび継続・維持管理ならびに保険金・給付金等の支払いを含む。）
(C) Ｔ＆Ｄ保険グループが提供する各種商品・サービスの案内・提供
(D) Ｔ＆Ｄ保険グループの業務に関するお客様への情報提供・運営管理および商品・サービスの充実
(E) その他上記に関連・付随する業務

●共同利用者の範囲
株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスならびに株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスの有価証券報告書等に記載されている連結子会社のうち、個人情報保護法第27条第5項第3号に基づく対外告知を実施済みの会社

●管理責任者
太陽生命保険株式会社
https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/information/outline.html
株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス
https://www.td-holdings.co.jp/company/profile.html
Ｔ＆Ｄフィナンシャル生命保険株式会社
https://www.tdf-life.co.jp/company/profile.html#anc-01
Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
https://www.tdasset.co.jp/company/about/
ペット＆ファミリー損害保険株式会社
https://www.petfamilyins.co.jp/company/overview/
株式会社All Right
https://all-right.co.jp/company-profile.html
※上記にかかわらず、当社は、ご本人の同意があったとしても、特定個人情報等を共同して利用することはありません。

2．株式会社太陽生命少子高齢社会研究所
●共同して利用する個人データ
(1)太陽生命保険株式会社のお客様に関する情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、契約内容、保険金・給付金の支払に関する内容、当社のアンケートへのご回答、当社が提供するスマートフォン向けアプリ等のサービスのご利用により取得した情報など）
(2)その他下記利用目的達成のために必要な個人に関する情報

●共同利用者の範囲
太陽生命保険株式会社、株式会社太陽生命少子高齢社会研究所

●共同利用における利用目的
(1)当社商品・サービスの充実
(2)その他上記に関連・付随する業務

●個人データの管理について責任を有する者の名称、住所及び代表者の氏名
太陽生命保険株式会社
代表者名および住所は以下のリンク先を参照願います。

https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/information/outline.html

●共同利用者における個人データの取扱
株式会社太陽生命少子高齢社会研究所は、同社のプライバシーポリシーに基づき、個人データを取り扱います。詳細につきましては、下記のリンク先をご覧ください。　https://www.taiyo-institute.co.jp/policy/

●当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）やその他特定共同利用を含む当社における個人情報の取扱、契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度の詳細については、当社のホームページ（https://www.taiyo-seimei.co.jp/）をご覧ください。

【14】当社の組織形態および株式会社の運営について

●保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
●株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社におけるご契約者は相互会社のように、「社員」として会社の運営に参加することはできません。

【15】「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。
保護機構の概要は、以下のとおりです。
●保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
●保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（＊1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（＊2）を除き、責任準備金等（＊3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません（＊4））。
●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を

引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（＊１）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

（＊２）破綻時に過去５年間で常に予定利率が基準利率（注１）を超えていた契約を指します（注２）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率
＝90％－{(過去５年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷２}

（注１）基準利率は、生保各社の過去５年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注２）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

（＊３）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

（＊４）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90％が補償されるものではありません。

●仕組みの概略図

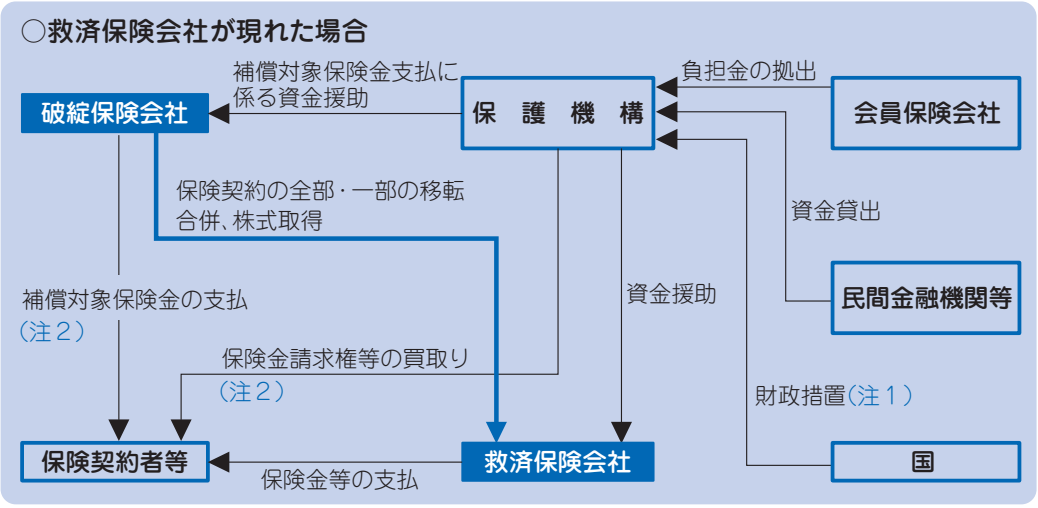

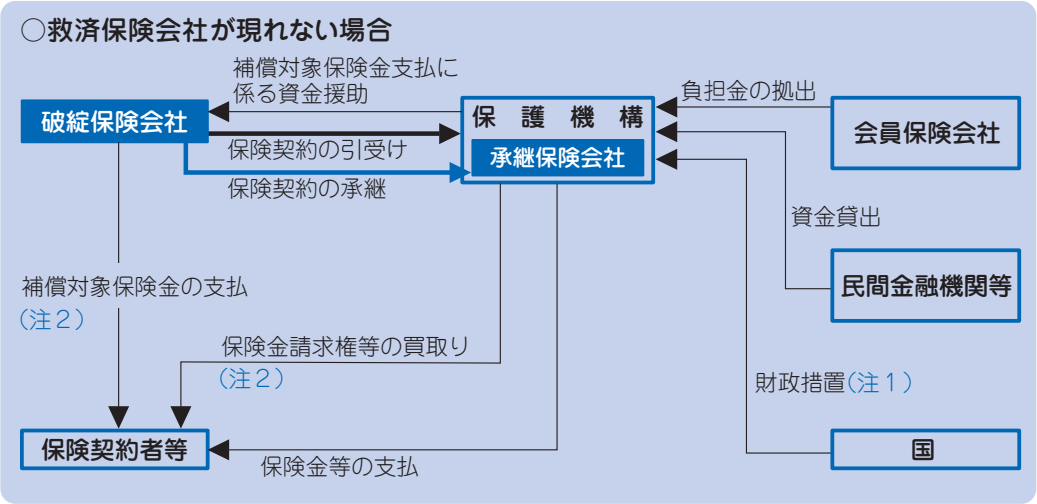

（注１）上記の「財政措置」は、令和９年(2027年)３月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

（注２）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、（前頁＊２）に記載の率となります。）

■補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構　TEL０３－３２８６－２８２０
「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)　午前9時～正午、午後1時～午後5時」
ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

【16】「FATCA(ファトカ)」(外国口座税務コンプライアンス法)

2014年7月より、米国法「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」による確認手続きが開始されています。FATCAとは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客様が米国納税義務者であるかを確認することを求める法律です。
生命保険会社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明（※1）にもとづき、お客様が生命保険契約のお申込みをする際などに米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁あてにご契約情報等の報告を行っております。

（※1）国際的な税務コンプライアンスの向上およびFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力および理解に関する声明（2013年6月発表）

FATCA におけるお客様への確認手続きについて

1．FATCAの確認手続きとは？

当社では、お客様が所定の米国納税義務者（米国籍保有者・米国居住者）であるかを確認するため、生命保険契約のお申込み時に、つぎのお手続きをお願いしております。
①日本が唯一の税法上の居住地国かどうかをお客様ご自身に申告いただきます。
②お客様が所定の米国納税義務者である場合、米国納税者番号を書類（様式W－9）へご記入のうえ、米国内国歳入庁への「報告に関する同意書」に自署いただきます。

2．所定の米国納税義務者とは？

所定の米国納税義務者とは、米国税法上の納税義務がある米国籍保有者、米国居住者（※2）です。
（※2）米国での滞在期間が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と、前々年の日数の6分の1に相当する日数も加算します。
また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

3．契約成立後にFATCAによるご確認手続きが必要となるケースは？

ご契約が成立した後も、主につぎの場合に確認手続きが必要となります。
①ご契約者の変更時や満期保険金・年金の支払時 等
②米国への移住など、ご契約者の状況が変化した場合（※3）
（※3）ご契約期間中に、渡米等により所定の米国納税義務者に該当することとなった場合は、太陽生命お客様サービスセンターまでご連絡ください。

4．FATCAの確認手続きに応じていただけない場合は？

FATCAの確認手続きに応じていただけない場合、また米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、生命保険契約のお申込みをお受けすることができません。
また、ご契約者の変更時や満期保険金・年金の支払時であれば、米国内国歳入庁の要請により、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとなっています。

◆FATCAにもとづき当社が取得したお客様の個人情報は、FATCA上の目的にのみ使用します。

【17】「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正により「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が創設され、2017年1月1日より、一定の生命保険契約へのお申込みをする際などに、お客様の氏名・住所、居住地国等を記載した届出書を生命保険会社へご提出いただくことがお客様に義務付けられております。
生命保険会社は、お客様からご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、一定のご契約情報等を国税庁（所轄の税務署長）に報告することが義務付けられております。

1．届出書の提出とは？

当社では、生命保険契約のお申込み時につぎの届出をお願いしております。
①日本が唯一の税法上の居住地国かどうかをお客様ご自身に申告いただきます。
②お客様が外国納税義務者である場合、納税義務を有する居住地国、納税者番号等を届出書にご記入のうえご提出いただきます。

2．税法上の居住地国とは？

税法上の居住地国とは、以下の ①および ②のように判断されますが、お客様ご自身の居住地国につきましては当社では判断できかねますので、ご不明点がある場合には税理士等の専門家または最寄りの税務署にお問い合わせください。
①日本に住所等を有する方は日本（※１）
②外国の法令において、住所を有するなど一定の基準により所得税に相当する税を課されるものとされている方は当該外国（※１）
（※１）上記のいずれも該当する場合は、該当する居住地国をすべてご申告ください。

3．契約成立後に届出書の提出が必要となるケースは？

ご契約が成立した後も、主につぎの場合に届出書のご提出が必要となります。
①ご契約者の変更時や満期保険金・年金の支払時 等
②税法上の居住地国に異動があった場合（※２）
（※２）ご契約期間中に居住地国に異動があった場合は、その変更になった日から３ヶ月を経過する日までに当社に変更後の届出書を提出いただく必要があります。
変更がある場合は太陽生命お客様サービスセンターまでご連絡ください。

4．届出書の提出に応じていただけない場合は？

届出書の提出に応じていただけない場合、生命保険契約のお申込みをお受けすることができません。また、届出書に虚偽の申告をおこなった場合、お客様には罰則が科せられる可能性があります。

◆「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にもとづき当社が取得したお客様の個人情報は、同制度の目的にのみ使用します。

【18】外国政府等において重要な公的地位にある方について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正にともない、2016年10月1日より、外国政府等において重要な公的地位にある方（または過去にその地位にあった方）および、そのご家族の方とのお手続きに際しまして、本人確認書類等を追加でご提示いただくこと、また、取引金額が200万円を超える場合は資産・収入状況について書類での確認が必要となりました。
つきましては、生命保険契約のお申込みにあたり、お客様がいずれかに該当するか確認させていただいております。

1．外国政府等において重要な公的地位にある方とは？
外国において、元首や日本の内閣総理大臣その他の国務大臣・副大臣、衆参両議院の議長・副議長、最高裁判所の裁判官、統合幕僚長・統合幕僚副長、陸・海・空の幕僚長・幕僚副長に相当する職、中央銀行の役員の職にある方　など

◆「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき当社が取得したお客様の個人情報は、当法令上の目的にのみ使用します。

ご契約後について

【1】保険料の払込方法について

●保険料は払込期月中に当社へ払込ください。保険料の払込方法は当社指定の金融機関等の保険契約者が指定されたご本人名義の口座より、自動的に保険料が当社に払い込まれる口座振替扱となります。
詳しくは「保険料口座振替扱特約」をご覧いただくか、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

参照　59 ページ
普通保険約款第 14 条、15 条

参照　77 ページ
保険料口座振替扱特約

！ご注意

●つぎの場合により保険料のお払い込み方法が変更されたときなどには、保険料が変更されることがあります。
・口座振替扱から他の払込方法に変更されたとき

【2】払込猶予期間とご契約の効力について

●保険料は払込期月中に払込ください。払込期月中にご都合のつかない場合は、猶予期間中に払込ください。**保険料の払込がないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は効力がなくなります（失効といいます）。**
●保険料の払込猶予期間は「払込期月の翌月初日から末日まで」です。

参照　60 ページ
普通保険約款第 17 条、18 条

（例）月払契約の場合（4 月分の保険料）

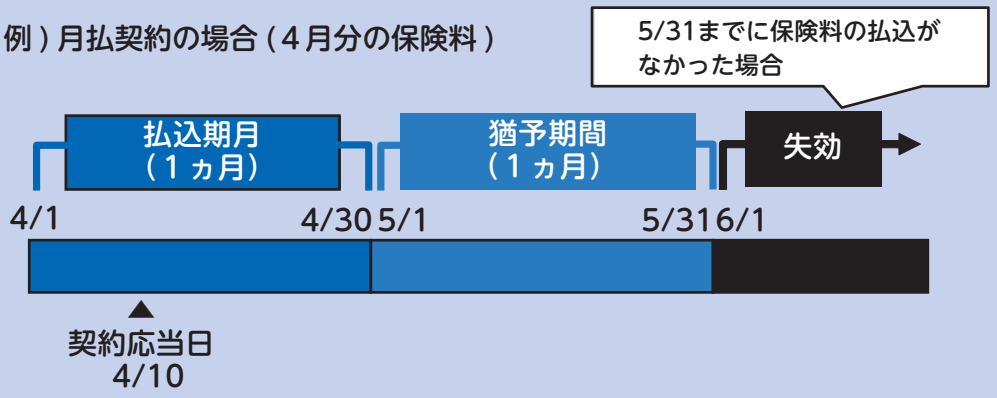

！ご注意

●失効したご契約でも解約払戻金を請求できることがあります。

【3】効力を失ったご契約の復活について

参照　61 ページ
普通保険約款第 21 条

●万一ご契約の効力がなくなった場合でも**失効してから３年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。**

●ご契約を復活する際の手続は、つぎのとおりです。
・あらためて告知をしていただきます。
・当社が復活を承諾したときは、つぎの金額を一括で払込んでいただきます。この場合、当社はつぎの金額を受取った時（告知前に受取ったときは告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

ご契約が失効した理由	払込金額
保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したため	払込を中止された時から復活するまでの保険料
保険料の自動振替貸付および契約者貸付による貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえたため	当社所定の方法により計算した金額

！ご注意

●つぎのいずれかに該当する場合などは、復活できません。
・健康状態が当社所定の基準を満たさないとき
・すでに解約払戻金を請求しているとき
・ご契約の効力がなくなった状態で、すでに保険期間満了日を経過しているとき
●生命保険募集人(募集代理店の担当者)は、復活を承諾する権限はありません。

【4】払込が困難なときの継続方法について

保険料の払込が困難になったときでも、ご契約を有効に続けていただけるように、つぎのような方法があります。

1.一時的に保険料のご都合がつかないとき

参照　61 ページ
普通保険約款第 19 条

保険料の自動振替貸付（当社が保険料を立替える制度）

●払込がないまま猶予期間を過ぎた場合でも、払込むべき保険料（＊1）と利息の合計額が解約払戻金（＊2）の範囲内であれば、猶予期間満了時に当社が自動的に払込むべき保険料を立替えます（あらかじめ希望されない旨の申出があったときは、この取扱はいたしません）。

（＊1）払込むべき月以後２ヵ月分の保険料となります。

(＊2)自動振替貸付が適用され保険料の払込があったものとして計算した金額となります。また、すでに自動振替貸付または契約者貸付が行われている場合には、それらの元利金の合計額を差し引いた金額となります。

●立替となった場合には、保険料口座振替扱特約は消滅します。特約の消滅後は、個人扱の保険料率に変更され、その保険料率を基準に立替えます。

●保険料が立替となった場合でも、猶予期間の満了日の翌日から起算して2ヵ月以内に、解約、基準学資金額および満期祝金額の減額または払済保険への変更のいずれかの請求があったときは、保険料の立替を行わなかったものとして取扱います。

●この制度は、保険料の貸付制度であり利息をお客様に負担いただきます。利息は当社所定の利率で複利計算します。
この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、つぎの日から変更後の利率を適用します。

	1月見直しの場合	7月見直しの場合
新たに立替を行うとき	4月1日	10月1日
すでに立替を行っているとき	4月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日	10月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日

●貸付利率の見直し時期と適用期間(イメージ)

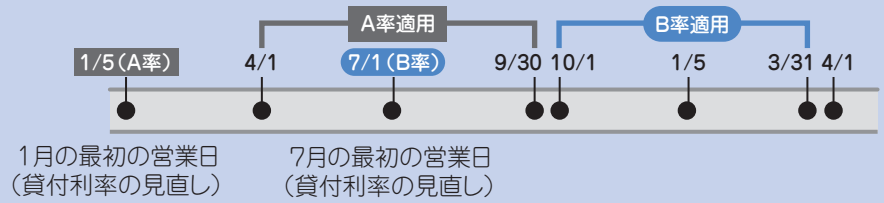

◇**「4/1～9/30」に適用する貸付利率**(1月の当社の最初の営業日を1/5とした場合)
1/5に「4/1～9/30」に適用する貸付利率の見直しを決定(A率の適用)し、「4/1～9/30」はA率が適用されます。

◇**「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率**(7月の当社の最初の営業日を7/1とした場合)
7/1に「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率の見直しを決定(B率の適用)し、「10/1～翌年3/31」はB率が適用されます。

●自動振替貸付を希望されない場合には、事前に太陽生命お客様サービスセンター(裏表紙をご参照ください)にお申出ください。自動振替貸付を取扱わない場合、猶予期間満了後にはご契約の効力はなくなります。

！ご注意

- **貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。**
- 自動振替貸付の貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的な返済をおすすめします。返済は、全額返済のほか一部返済も取扱います。
- 自動振替貸付および契約者貸付の貸付元利金の合計額が解約払戻金をこえた場合は、返済がありませんとご契約は効力を失います。**万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから３年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。**
- 学資金・満期祝金・死亡給付金などをお支払いする場合、ご契約が消滅する場合、基準学資金額および満期祝金額を減額する場合などには、貸付元利金が差引かれて精算されます。

２．途中から保険料を払込まずにご契約を有効に続けたいとき

参照　63 ページ
普通保険約款第 29 条

払済保険への変更

- 将来の保険料の払込を中止し、そのときの解約払戻金をもとにして、払済保険に変更できます。
- 払済保険に変更後は、学資金のお支払い、保険料の払込免除はなくなります。
- 払済保険へ変更すると主契約に付加した各種特約は消滅します。
  - ＊払済保険とは、通常、保険料払込済の元の保険と同じ種類の保険をいいます。
  - ＊払済保険への変更は有効中のご契約にかぎり取扱います。
  - ＊当社所定の範囲内での取扱となります。

３．保険料の負担を軽くしたいとき

参照　63 ページ
普通保険約款第 28 条

基準学資金額および満期祝金額の減額

- 基準学資金額および満期祝金額を少なくして以後の保険料を少なくします。
  - ＊基準学資金額および満期祝金額の減額は有効中のご契約にかぎり取扱います。
  - ＊当社所定の範囲内での取扱となります。

【5】お金がご入用のときの貸付制度(契約者貸付)について

途中でお金がご入用のときに、必要な資金をお貸しする、「契約者貸付制度」をご利用いただける場合があります。

貸付金額の範囲	解約払戻金の一定の範囲内（最低1,000円以上）。 （注）払込年数等により貸付できる金額は異なります。 **ご契約後短期間の場合などは貸付できないこともあります。**
利息	当社所定の利率で複利計算します。 この利率は毎年２回、１月および７月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、１月見直しの場合は４月１日から、７月見直しの場合は10月１日から変更後の利率を適用します。
返済	全額返済のほか一部返済も取扱います。
精算	学資金・満期祝金・死亡給付金などをお支払いする場合、ご契約が消滅する場合、基準学資金額および満期祝金額を減額する場合などには、貸付元利金が差引かれて精算されます。

●貸付利率の見直し時期と適用期間(イメージ)

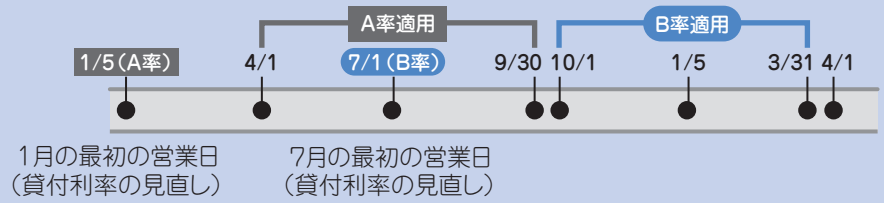

◇**「4/1～9/30」に適用する貸付利率**(1月の当社の最初の営業日を1/5とした場合)
1/5に「4/1～9/30」に適用する貸付利率の見直しを決定(A率の適用)し、「4/1～9/30」はA率が適用されます。

◇**「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率**(7月の当社の最初の営業日を7/1とした場合)
7/1に「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率の見直しを決定(B率の適用)し、「10/1～翌年3/31」はB率が適用されます。

！ご注意

- **貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。**
- 契約者貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的な返済をおすすめします。
- 契約者貸付および自動振替貸付の貸付元利金の合計額が解約払戻金をこえた場合は、返済がありませんとご契約は効力を失います。
  万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから３年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。

参照　64 ページ
普通保険約款第 31 条

【6】保険契約者・住所等の変更や証券紛失

1．保険契約者・後継保険契約者の変更

●ご契約者は、離婚により保険契約者が被保険者の親権者でなくなったときなど当社が特別な理由があると認めたときにかぎり、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者を変更することができます。この場合、当社所定の金額を授受し、将来の保険料を改めます。
保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（後継保険契約者を変更する権利や保険料を支払う義務など）は、すべて新しい保険契約者に引継がれます。

参照　64 ページ
普通保険約款第 32、33 条

●ご契約者は、被保険者の同意を得て、通知により当社所定の範囲内で後継保険契約者を変更することができます。

※後継保険契約者を変更する場合は、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡のうえ、所定の請求書類などを当社まで郵送によりご提出ください。

参照　65 ページ
普通保険約款第 35 条

●ご契約者は、法律上有効な遺言により、後継保険契約者を変更することができます。ただし、被保険者の同意が必要です。

※後継保険契約者については、「特徴としくみ」の「【1】「たんぽぽＪｒ.」の特徴としくみ」の「4．後継保険契約者について」をご覧ください。

参照　7 ページ
後継保険契約者について

！ご注意

●つぎの場合などには、保険契約者の変更はできません。
・新たに保険契約者となる者が被保険者を扶養する父母または３親等内の親族ではないとき
・新たに保険契約者となる者の年齢が当社所定の範囲をこえるとき
・保険料の払込が免除されているとき

●遺言による後継保険契約者の変更の場合は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人から当社に通知していただく必要があります。

2．住所・ご契約者の変更などの手続

●つぎのような場合には、すみやかに太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
・転居、住居表示の変更などにより、住所・電話番号を変更したとき
・ご契約者・被保険者・後継保険契約者などが改姓または改名したとき
・保険証券を紛失したときまたは盗難にあったとき

●当社ホームページにおいても、つぎの手続等が可能です。
・住所の変更　　・保険証券の再発行
なお、手続には該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。
※上記の取扱は作成月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

【7】ご解約と解約払戻金について

1．解約について

●生命保険では、払込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡給付金等の支払に、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払戻されます。
したがって、保険を**解約したときの解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。とくにご契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡給付金等の支払や、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、ご契約後の経過年数が短い場合は、一時払のご契約を除き、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**

●解約はいつでもできますが、ご契約いただいた生命保険は、家族の生活保障、資金づくりなどにお役に立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。

●一旦解約後、あらためてご契約されますと、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢や健康状態によっては、加入いただけない場合があります。

解約払戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

2．解約した場合の特約の取扱

●主契約を解約すると、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。

3．解約払戻金の請求について

●ご契約を解約する場合には、解約払戻金を請求ください。解約払戻金額は、当社の定める方法によって計算します。

●効力のなくなったご契約（失効契約）についても解約払戻金をお支払いできる場合があります。

●ご継続を迷われた場合は、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご相談ください。

・お金がご入用のとき・・・契約者貸付制度があります。
・払込が困難なとき・・・満期祝金額等の減額等があります。

お願い

●ご契約者と被保険者の家族関係が変わったこと等により、被保険者からご契約を解約して欲しい旨の申出があった場合は、解約についてご検討ください。解約する場合は、ご契約者からの申出が必要です。

参照　63 ページ
普通保険約款第 27、30 条

【8】契約者配当金について

参照　67 ページ
普通保険約款第 41 条

●この保険は無配当です。契約者配当金はありません。

【9】受取人によるご契約の継続について

参照　66 ページ
普通保険約款第 36 条

●債権者等が、解約払戻金等の差押えを目的として、保険契約の解約を当社に請求してきた場合は、その通知が当社に到着した日の翌日から1ヵ月を経過した日に効力を生じるものとします。

●債権者等から、保険契約解約の請求があった場合は、当社はご契約者に対しその旨のご連絡をします。なお、上記の解約請求があった場合でも、所定の要件を満たしている給付金等の受取人は、ご契約者の同意を得て、解約払戻金相当額（＊）を債権者等に支払う（介入する）ことでご契約を継続することができます。

（＊）解約払戻金相当額とは、債権者等からの解約通知が当社に到達した日に解約の効力が生じるものとした場合、当社が債権者等に支払うべき金額のことをいいます。

【10】ご契約後のお手続き・ご相談に関する窓口

1．太陽生命お客様サービスセンターについて

●ご契約後のご照会、各種お手続きのお申し出および請求書類のお取り寄せなどについては、太陽生命お客様サービスセンターまでお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター

電話番号　0120−97−2111（通話無料）
営業時間　月～金曜日　9：00～18：00　　土曜日　9：00～17：00
（日曜日・祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は休業します）

！ご注意

●太陽生命お客様サービスセンターとのお電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。
なお、当社におけるお客様に関する情報の取扱については、当社ホームページ（https://www.taiyo-seimei.co.jp/）をご覧ください。

2．（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」について

●この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

●（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書・来訪などにより生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。
（ホームページアドレス：https://www.seiho.or.jp/）

●生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、保険契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者などの正当な利益の保護を図っています。

税金について

！ご注意

●本項記載の税務の取扱は、作成月現在の税制にもとづくものです。今後、税制の改正などに伴い、記載の内容を変更することがあります。個別の税務の取扱については、所轄の税務署等にご確認ください。

【１】生命保険料控除について

●**この保険は、一般生命保険料控除の対象となります。**

●一般の生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を払込になった場合には、年間正味払込保険料（＊１）に応じた額が、その年の所得から控除され、所得税と住民税が軽減されます。

（＊１）年間正味払込保険料とは、当年中（１月から12月まで）に払込いただいた保険料から、その年に支払われた契約者配当金を差引いたものです。（以下同様とします）

●生命保険料控除の適用対象となる保険契約・保険料は、つぎのとおりです。

項　目	内　　容
対象となる保険契約	・受取人すべてが、保険料の払込をする方、その配偶者またはその他の親族であるご契約にかぎります。
対象となる保険料	・年間正味払込保険料の合計額です。

●生命保険料控除の適用を受けるためには、年末調整または確定申告の際に申告する必要があります。申告の際には、当社が発行する「生命保険料控除証明書」が必要となります。

■所得税の所得控除額

・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおりの金額となり、その上限額はそれぞれ40,000円、あわせて120,000円となります。

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全　額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/2）＋ 10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/4）＋ 20,000円
80,000円をこえるとき	一律 40,000円

■住民税の所得控除額

・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおりの金額となり、その上限額はそれぞれ28,000円、あわせて70,000円となります。

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全　額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/2）＋ 6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/4）＋ 14,000円
56,000円をこえるとき	一律 28,000円

！ご注意

●この生命保険料控除の内容は、契約日が2012年1月1日以降のご契約に適用されます。
●契約日が2011年12月31日以前のご契約がある場合、上記と異なる取扱となることがあります。

【2】給付金などの税法上の取扱

1．学資金・死亡給付金などの税法上の取扱

〔主契約による学資金・満期祝金・死亡給付金を受取のとき〕

名称	受取人	課税の種類
・学資金 ・満期祝金	保険契約者（＊1）	所得税（一時所得）
・死亡給付金	保険契約者（＊1）	所得税（一時所得）（＊2）

（＊1）保険契約者が死亡したときは、後継保険契約者となります。
（＊2）後継保険契約者が被保険者（お子さま）の場合は、死亡給付金の受取人は法定相続人となり、相続税の対象として課税されます。

！ご注意

●2037年まで復興特別所得税として、各年分の納付すべき所得税の額の2.1％があわせて課されます。

免責事由一覧

【１】給付金などを支払わない場合

名称	免責事由
死亡給付金	・保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします）の故意 ・戦争その他の変乱（＊１）

（＊１）保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部をお支払いすることがあります。

【２】保険料の払込を免除しない場合

●約款に規定されたつぎの免責事由に該当した場合は、保険契約者が保険料払込期間中につぎの払込免除事由に該当していても、保険料の払込を免除することはできません。

保険料の払込を免除する場合（払込免除事由）	保険料の払込を免除しない場合（免責事由）
死亡したとき	・責任開始日から起算して２年以内の保険契約者の自殺（＊１） ・後継保険契約者の故意 ・戦争その他の変乱（＊２）
所定の高度障害状態になったとき	・保険契約者の故意 ・保険契約者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱（＊２）
不慮の事故による所定の身体障害状態になったとき	・保険契約者の故意または重大な過失 ・保険契約者の犯罪行為 ・保険契約者の精神障害を原因とする事故 ・保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故 ・保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波（＊２） ・戦争その他の変乱（＊２）

（＊１）自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められる場合には、保険料の払込を免除することがありますので、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

（＊２）保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部の払込を免除すること

があります。

無配当こども保険（１７）普通保険約款

(2025年４月１日改正)

（この保険の趣旨）

この保険は、お子様を扶養される方を保険契約者とし、お子様を被保険者として、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 学資金

被保険者が所定の年齢に達した直後の10月１日に生存しているときに、保険契約の型に応じて、所定の学資金をお支払いします。

(2) 満期祝金

被保険者が保険期間満了時に生存しているときにお支払いします。

(3) 死亡給付金

被保険者が保険期間中に死亡したときにお支払いします。

(4) 保険料の払込免除

保険契約者が保険料払込期間中に死亡しもしくは所定の高度障害状態に該当したとき、または不慮の事故により所定の身体障害状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

１．用語の定義

（用語の定義）

第１条　この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	学資金、満期祝金または死亡給付金を支払う場合のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても死亡給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われた場合の保険契約については、最後の復活または保険契約者の変更の際の責任開始期のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。

２．保険契約者

（保険契約者の範囲）

第２条　保険契約者は、原則として被保険者を扶養する父母またはその他の親族とし、会社の定めた年齢の範囲内の者にかぎります。

３．会社の責任開始期

（会社の責任開始期）

第３条　会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の申込を承諾した後に第１回保険料を受け取った場合

第１回保険料を受け取った時

(2) 第１回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合

第１回保険料相当額を受け取った時（保険契約者に関する告知（特約を付加することにより、被保険者に関する告知が必要となる場合には、保険契約者および被保険者に関する告知とします。）前に受け取った場合には、その告知の時）

②　会社の責任開始の日を契約日とします。

③　保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算します。

④　会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じて、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

(1) 会社名

(2) 保険契約者の氏名

(3) 被保険者の氏名
(4) 後継保険契約者の氏名その他のその受取人を特定するために必要な事項
(5) 支払事由または給付金等の名称（支払事由のある特約を付加する場合、特約の支払事由または給付金等の名称を含みます。）
(6) 保険期間
(7) 基準学資金額および満期祝金額ならびにその支払方法
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約日
(10)保険証券を作成した年月日

4．保険契約の型

（保険契約の型）

第４条　保険契約者は、保険契約の締結の際、次条に定める学資金の支払内容に応じて、Ⅰ型またはⅡ型のいずれかの保険契約の型を選択するものとします。

②　前項に規定する保険契約の型の変更は取り扱いません。

5．学資金、満期祝金および死亡給付金の支払ならびに免責事由

（学資金、満期祝金および死亡給付金の支払）

第５条　この保険契約において支払う学資金、満期祝金および死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額		受取人
学資金	被保険者がつぎの満年齢に達した日の直後の10月１日に生存しているとき	保険契約の型に応じて、基準学資金額につぎの割合を乗じて得た金額		保険契約者
		Ⅰ型	Ⅱ型	
	14歳６か月	-	50%	
	17歳６か月	100%	100%	
満期祝金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	満期祝金額		
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	別表１に定める死亡給付金額		

（死亡給付金の免責事由）

第６条　つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
死亡給付金	(1) 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）の故意 (2) 戦争その他の変乱

（学資金、満期祝金および死亡給付金の支払に関する補則）

第７条　被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

②　被保険者が保険期間中に死亡した場合（前項の規定により被保険者が死亡したものと認めた場合を含みます。）は、保険契約はその死亡した時に消滅します。

③　保険契約者と被保険者が死亡し、かつ、その死亡の先後が明らかでない場合には、保険契約者が先に死亡したものとみなして取り扱います。

④　被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

⑤　被保険者が戦争その他の変乱により死亡し、死亡給付金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金（責任準備金の金額が死亡給付金額を上回る場合には、死亡給付金額）を保険契約者に支払います。

⑥　保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。

⑦　満期祝金または死亡給付金を支払う際に、第19条（保険料の振替貸付）または第31条（保険契約者に対する貸付）による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。

（学資金の自動据置）

第８条　学資金は、支払事由が生じた時から、会社の定める利率による利息をつけて自動的に据え置きます。

②　前項の規定により据え置いた学資金は、保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。

③　第１項の規定により学資金を据え置く際に、第19条（保険料の振替貸付）または第31条（保険契約者に対する貸付）による貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からそれらの元利金を差し引きます。

（満期祝金および死亡給付金の支払方法の選択）

第９条　保険契約者は、満期祝金または死亡給付金（満期祝金または死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、分割払または据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の支払金額もしくは据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは支払期間もしくは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、分割払または据置払の方法の選択を取り扱いません。

②　前項の規定により分割払または据置払の取扱をするときは、会社の定める率による利息を付加します。

③　会社は、分割払における第１回支払の際または据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。

④　保険契約者は、第１項の規定により分割払または据置払の方法を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。ただし、変更後の支払金額もしくは据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは支払期間もしくは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、分割払または据置払の方法の変更を取り扱いません。

⑤　第１項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

（学資金、満期祝金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

第10条　死亡給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者は、遅滞なく会社に通知してください。

②　満期祝金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに別表５に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③　前項の規定にかかわらず、保険契約者が法人でない場合で、会社の定める基準を満たすときは、会社は、保険期間の満了する日の翌日に保険契約者から満期祝金の請求があったものとして取り扱います。ただし、第１項に定める死亡給付金の支払事由が生じた旨の通知が会社の定める期間内に会社に到着した場合は、この取扱は行いません。

④　学資金を請求するときは、保険契約者は、別表５に定める書類を提出してください。

⑤　学資金、満期祝金または死亡給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

⑥　死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から死亡給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　　被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　　支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　　会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　　第２号もしくは前号に定める事項、第26条（重大事由による解除）第１項第３号ア．からエ．までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは後継保険契約者の保険契約締結の目的もしくは死亡給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡給付金請求時までにおける事実

⑦　前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第４項および前項にかかわらず、死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60日

(2) 前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日

(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　120日

(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または後継保険契約者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２

号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　120日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　150日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　　180日

⑧　第６項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または後継保険契約者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡給付金を支払いません。

⑨　第６項または第７項に掲げる事項の確認を行う場合、その死亡給付金を請求した者に通知します。

６．保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第11条　この保険契約において払込を免除する保険料は、つぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 保険契約者が保険料払込期間中に死亡したとき	保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 保険契約者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に高度障害状態（別表３）に該当したとき	
(3) 保険契約者が責任開始期以後に生じた不慮の事故（別表２）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180日以内の保険料払込期間中に身体障害状態（別表４）に該当したとき	

②　前項の場合、つぎのとおり取り扱います。
(1) 前項第２号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
(2) 前項第３号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときを含みます。

③　保険契約者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
(1) 保険契約の締結もしくは復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われる際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
ウ．責任開始期前に保険契約者の自覚がない場合

④　保険料の払込が免除されたときは、会社は、保険料の払込免除事由の発生日の翌日以後、保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

⑤　保険契約者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、保険料の払込を免除します。

⑥　保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、つぎの各号の規定は適用しません。
(1) 第28条（基準学資金額および満期祝金額の減額）
(2) 第29条（払済保険への変更）
(3) 第32条（保険契約者の変更）

⑦　保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第12条　保険契約者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
死亡	(1) 責任開始期の属する日から起算して２年以内の保険契約者の自殺 (2) 後継保険契約者の故意 (3) 戦争その他の変乱
高度障害状態（別表３）	(1) 保険契約者の故意 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 戦争その他の変乱
身体障害状態（別表４）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 保険契約者の精神障害を原因とする事故 (4) 保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 (6) 保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

② 保険契約者が戦争その他の変乱により死亡しもしくは高度障害状態に該当した場合または地震、噴火、津波もしくは戦争その他の変乱により身体障害状態に該当した場合でも、それらの原因により死亡しまたは高度障害状態もしくは身体障害状態に該当した保険契約者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、またはその一部の払込を免除することがあります。

③ つぎの各号のいずれかにより保険契約者が死亡し、保険料の払込が免除されないときは、後継保険契約者は、会社が指定した日までに保険契約者を新たに指定することを要します。この場合、第32条（保険契約者の変更）の規定を準用します。

(1) 責任開始期の属する日から起算して２年以内の保険契約者の自殺

(2) 戦争その他の変乱

④ 前項の場合、後継保険契約者が会社の指定した日までに新たに保険契約者を定めないときは、会社は、保険契約者が死亡した時に保険契約は消滅したものとして取り扱い、後継保険契約者に責任準備金（責任準備金の金額が死亡給付金額を上回る場合には、死亡給付金額）を支払います。

⑤ 後継保険契約者が故意に保険契約者を死亡させたことにより保険料の払込が免除されないときは、つぎのとおり取り扱います。

(1) 後継保険契約者が被保険者と異なるとき

被保険者は、第32条（保険契約者の変更）の規定を準用して、新たな保険契約者を指定することを要します。この場合、被保険者が会社の指定した日までに新たに保険契約者を定めないときは、会社は、保険契約者が死亡した時に保険契約は消滅したものとして取り扱い、被保険者に責任準備金（責任準備金の金額が死亡給付金額を上回る場合には、死亡給付金額）を支払います。

(2) 後継保険契約者が被保険者であるとき

会社は、保険契約者が死亡した時に保険契約は消滅したものとして取り扱い、保険契約者の法定相続人に責任準備金（責任準備金の金額が死亡給付金額を上回る場合には、死亡給付金額）を支払います。

（保険料の払込免除の請求）

第13条　保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または後継保険契約者は、遅滞なく会社に通知してください。

② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）は、すみやかに別表５に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第10条（学資金、満期祝金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第４項から第８項までの規定を準用します。

７．保険料の払込

（保険料の払込）

第14条　第２回以後の保険料の払込については、保険料払込期間中、当月の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下同様とします。）からその翌月の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料額を次条第１項に定める払込方法（経路）にしたがって、当月の契約応当日（保険料期間の初日）の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

② 保険料がその払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

③　保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに満期祝金または死亡給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きます。
④　保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
⑤　前項の場合、未払込保険料の払込については、第17条（保険料払込の猶予期間）第３項の規定を準用します。

（保険料の払込方法（経路））

第15条　保険契約者は、会社の定める範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

(1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
(2) 会社の派遣した集金員に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定める地域内にある場合にかぎります。）
(3) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
(5) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体特別取扱等に関する契約が締結されている場合にかぎります。）
(6) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法

②　前項第２号の方法による場合、払込期月内に保険料の払込がないときは、第17条第１項の猶予期間中にその未払込保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間中でも集金員を派遣します。
③　第１項第２号の方法による場合、第17条第１項の猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があった後、払込期月の保険料を集金します。
④　保険契約者は、第１項各号の保険料の払込方法（経路）について、会社の定める範囲内で変更することができます。
⑤　保険料の払込方法（経路）が第１項第２号、第３号、第５号または第６号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は、保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
⑥　保険契約者は、第１項に定める保険料の払込方法（経路）にかかわらず、会社の承諾を得て、保険料を会社の定める保険金等（他の保険契約の保険金等ならびにこの保険契約および他の保険契約に付加している特約の保険金等を含みます。ただし、生存を支払事由とする保険金等にかぎります。以下本条において「保険金等」といいます。）と相殺する方法で払い込むことができます。この場合、保険金等の受取人は保険契約者と同一人であることを要します。

８．保険料の前納

（保険料の前納）

第16条　保険契約者は、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合、当月分を含めて６か月分以上払い込むときは、会社の定める率で割り引きします。
②　前項の前納保険料は、会社の定める率による利息をつけて積み立てておき、保険料期間の初日が到来するごとに保険料の払込に充当します。
③　保険契約が消滅した場合または将来の保険料の払込を要しなくなった場合に、前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、第12条（保険料の払込を免除しない場合）第４項および第５項の規定により保険契約が消滅し責任準備金（責任準備金の金額が死亡給付金額を上回る場合には、死亡給付金額）を払い戻すときは、責任準備金（責任準備金の金額が死亡給付金額を上回る場合には、死亡給付金額）とともに後継保険契約者に払い戻します。

９．保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

（保険料払込の猶予期間）

第17条　第２回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。
②　猶予期間中に満期祝金または死亡給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から猶予期間中の未払込保険料を差し引きます。
③　猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに猶予期間中の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

（保険契約の失効）

第18条　保険料が払い込まれないまま前条第１項の猶予期間が経過したときは、保険契約は、猶予期間の満了する日

の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、第30条第１項の解約払戻金を請求することができます。

10. 保険料の振替貸付

（保険料の振替貸付）

第19条　保険料が第17条第１項の猶予期間の満了する日までに払い込まれない場合でも、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、会社は、保険契約者に払い込むべき月以後２か月分の保険料に相当する金額を猶予期間の満了時に貸し付け、これを保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。

② 前項の保険料の振替貸付は、貸し付ける保険料に相当する金額（すでに本条による貸付金があるときは、第４項第１号の新たな貸付金となる金額）とその利息の合計額がつぎの金額をこえない場合にかぎり行われるものとします。

(1) 保険料の振替貸付による保険料を払い込んだものとして計算した第30条第１項の解約払戻金額

(2) すでに第31条（保険契約者に対する貸付）による貸付金があるときは、その元利金を前号の金額から差し引いた残額

③ 本条の貸付金の利息は、つぎのとおりとします。

(1) 会社所定の利率で計算します。

(2) 本条による貸付を行った日の年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。

(3) 保険料の払込を要しなくなった保険契約においては、保険料払込中の保険契約に準じて取り扱います。

④ すでに本条の貸付金がある保険契約について、保険料の振替貸付を追加して行う場合には、つぎのとおりとします。

(1) 保険料の振替貸付を追加して行う日現在の本条による貸付元利金および追加の貸付金の合計額を新たな貸付金とします。

(2) 前号の場合、前項第２号の規定中「本条による貸付を行った日」とあるのは「保険料の振替貸付を追加して行った日」と読み替えます。

⑤ 保険契約者は、保険期間中、いつでも本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、第７条（学資金、満期祝金および死亡給付金の支払に関する補則）第７項および第８条（学資金の自動据置）第３項の規定によるほか、つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。

(1) 保険契約が消滅したとき

(2) 基準学資金額および満期祝金額を減額したとき

（保険料の振替貸付の取消）

第20条　前条の規定により保険料の振替貸付が行われた場合でも、その振替貸付が行われた日の翌日から起算して２か月以内に、保険契約者からつぎの各号のいずれかの請求があったときは、会社は、その振替貸付（すでに全額返済された振替貸付を除きます。）を行わなかったものとして、その請求による取扱をします。

(1) 保険契約の解約

(2) 基準学資金額および満期祝金額の減額

(3) 払済保険への変更

11. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

第21条　保険契約者は、保険契約が失効した日から起算して３年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、第18条（保険契約の失効）の規定により解約払戻金を請求したときは、保険契約を復活することはできません。

② 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、別表５に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③ 第18条（保険契約の失効）の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社の定める利率による利息を払い込んでください。

④ 第31条（保険契約者に対する貸付）第５項の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を払い込んでください。

⑤ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の復活を承諾した後に前２項の金額を受け取った場合
　その金額を受け取った時

(2) 前２項の金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
　その金額を受け取った時（保険契約者に関する告知（付加されている特約において、被保険者に関する告知が必要となる場合には、保険契約者および被保険者に関する告知とします。）前に受け取った場合には、その告知の時）

⑥ 保険契約を復活した場合、保険契約の失効後復活するまでの間に学資金の支払事由が生じていたときは、会社は、学資金をその受取人に支払います。

⑦　会社は、保険契約の復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

12. 詐欺による取消または不法取得目的による無効

（詐欺による取消または不法取得目的による無効）

第22条　保険契約の締結、復活または保険契約者の変更に際して、保険契約者、被保険者または後継保険契約者に詐欺の行為があったときは、保険契約を取消（復活または保険契約者の変更の際の詐欺の場合には、復活または保険契約者の変更を取消）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

②　保険契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活または保険契約者の変更を行ったときは、保険契約を無効（復活または保険契約者の変更の場合には、復活または保険契約者の変更を無効）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

13. 告知義務および保険契約の解除

（告知義務）

第23条　保険契約の締結もしくは復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われる際、保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が保険契約者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第24条　保険契約者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

②　会社は、保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、保険料の払込を免除しません。また、すでに保険料の払込を免除していたときは、第11条（保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

③　前項の規定にかかわらず、保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または後継保険契約者が証明したときは、会社は、保険料の払込を免除します。

④　第１項または第２項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。

⑤　本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、第30条第１項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

（保険契約を解除できない場合）

第25条　会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

(1) 保険契約の締結もしくは復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われる際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき

(2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者が第23条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき

(3) 保険媒介者が、保険契約者に対し、第23条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して１か月を経過したとき

(5) 保険契約が責任開始期の属する日から起算して２年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して２年以内に保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。

②　前項第２号および第３号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったものとしても、保険契約者が、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

（重大事由による解除）

第26条　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者（保険契約者が死亡したことによる保険料の払込免除の場合は保険契約者を除きます。）、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または後継保険契約者がこの保険契約の死亡給付金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に死亡給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この保険契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または後継保険契約者が、つぎのいずれかに該当する場合
ア．暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められること
エ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは後継保険契約者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または後継保険契約者に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

② 会社は、死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による死亡給付金を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに死亡給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第11条（保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

③ 前２項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、後継保険契約者または被保険者に通知します。

④ 本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、第30条第１項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

⑤ 会社は、支払事由が生じた満期祝金または死亡給付金について第９条（満期祝金および死亡給付金の支払方法の選択）の規定により据置払または分割払の取扱を開始した後に第１項各号に定める事由に該当した場合には、据置払または分割払中の保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
(1) 第３項および第４項中、「保険契約者」とあるのは「満期祝金または死亡給付金の受取人」と読み替えて適用します。
(2) 第４項中、「第30条第１項の解約払戻金」とあるのは「据え置かれている満期祝金もしくは死亡給付金（満期祝金もしくは死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同様とします。）または分割払による満期祝金もしくは死亡給付金の未支払分およびその利息」と読み替えて適用します。

14. 解約

（解約）

第27条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、第30条第１項の解約払戻金を請求することができます。

15. 保険契約内容の変更

（基準学資金額および満期祝金額の減額）

第28条　保険契約者は、将来に向かって、基準学資金額および満期祝金額を減額することができます。ただし、減額後の基準学資金額および満期祝金額が会社の定める金額に満たないときは、基準学資金額および満期祝金額の減額を取り扱いません。

② 基準学資金額または満期祝金額が減額されたときは、基準学資金額または満期祝金額は同じ割合で減額されるものとします。

③ 基準学資金額および満期祝金額の減額をするときは、保険契約者は、別表５に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

④ 基準学資金額および満期祝金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

⑤ 基準学資金額および満期祝金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（払済保険への変更）

第29条　保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、払済保険に変更することができます。ただし、変更後の満期祝金額が会社の定める金額に満たないときは、払済保険への変更を取り扱いません。

② 払済保険への変更後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) 払済保険の保険期間の満了する日は、変更前の保険期間の満了する日と同一とします。
(2) 払済保険への変更後の満期祝金額は、第５条（学資金、満期祝金および死亡給付金の支払）の支払金額に関する規定にかかわらず、変更時の解約払戻金額（第19条（保険料の振替貸付）または第31条（保険契約者に対する貸付）による貸付金があるときは、それらの元利金を差し引きます。）にもとづいて定めます。
(3) 払済保険への変更後の死亡給付金額は、第５条（学資金、満期祝金および死亡給付金の支払）の支払金額に関する規定にかかわらず、払済保険の経過した年月数によって計算した責任準備金に相当する金額とします。

(4) 第５条（学資金、満期祝金および死亡給付金の支払）および第11条（保険料の払込免除）の規定にかかわらず、学資金の支払および保険料の払込免除はありません。
(5) 前条の規定にかかわらず、払済保険への変更後は、満期祝金額の減額は取り扱いません。

③　払済保険への変更をするときは、保険契約者は、別表５に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

④　払済保険に変更されたときは、保険契約者に通知します。

16. 払戻金

（解約払戻金）

第30条　解約払戻金は、保険料払込期間中の保険契約については、その保険料を払い込んだ年月数により、払済保険に変更された保険契約および保険料払込期間の満了した保険契約については、それぞれその経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。

②　解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、別表５に定める書類を会社に提出してください。

③　解約払戻金の支払時期および支払場所については、第10条（学資金、満期祝金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第５項の規定を準用します。

17. 保険契約者に対する貸付

（保険契約者に対する貸付）

第31条　保険契約者は、つぎの金額の範囲内であれば、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たないときは、本条の貸付を取り扱いません。
(1) 前条第１項の解約払戻金額のうち会社の定める範囲内の金額
(2) すでに第19条（保険料の振替貸付）または本条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額

②　本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、別表５に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③　本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。

④　第７条（学資金、満期祝金および死亡給付金の支払に関する補則）第７項および第８条（学資金の自動据置）第３項の規定によるほか、つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
(1) 保険契約が消滅したとき
(2) 基準学資金額および満期祝金額を減額したとき

⑤　第19条（保険料の振替貸付）および本条による貸付金の元利合計額が前条第１項の解約払戻金額をこえたときは、保険契約は効力を失います。

18. 保険契約者および後継保険契約者の変更

（保険契約者の変更）

第32条　保険契約者は、会社が特別な理由があると認めたときにかぎり、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

②　保険契約者の変更を請求するときは、保険契約者は、別表５に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③　本条の変更をするときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来に向かって保険料を改めます。

④　前項の金額を返還する際に、第19条（保険料の振替貸付）または第31条（保険契約者に対する貸付）による貸付金があるときは、それらの元利金を差し引きます。

⑤　会社が保険契約者の変更を承諾したときは、つぎの時から変更の効力が生じるものとします。
(1) 第３項の金額の払込を要しない場合
　　新たに保険契約者となるべき者に関する告知の時
(2) 第３項の金額の払込を要する場合
　　その金額を受け取った時（新たに保険契約者となるべき者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）

⑥　本条の変更がされたときは、保険証券に表示します。

⑦　つぎのいずれかの場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
(1) 第２条（保険契約者の範囲）に定める範囲に該当しないとき
(2) 保険料の払込が免除されているとき

（後継保険契約者の指定および変更）

第33条　保険契約者は、保険契約の締結の際、被保険者または被保険者の父母もしくはその他の親族のうちから１人を後継保険契約者として指定するものとします。

②　保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継保険契約者を変更することができます。

③　保険契約者の死亡後、後継保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

④　前２項の場合、変更後の後継保険契約者は、第１項に規定する範囲内のいずれか１人であることを要します。

⑤　第２項または第３項の変更の請求をするときは、保険契約者（第３項の場合には、後継保険契約者）は、別表５に定める書類を会社に提出してください。

⑥　第２項または第３項の通知が会社に到達する前に、会社が変更前の受取人に学資金、満期祝金または死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から学資金、満期祝金または死亡給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（保険契約者または後継保険契約者の死亡による保険契約の承継）

第34条　保険契約者が死亡したときは、その死亡時に、保険契約上の一切の権利義務が後継保険契約者に承継されます。この場合、後継保険契約者は、保険契約者の死亡の事実を証する書類を添えて、すみやかに会社に通知してください。

②　つぎのいずれかに該当する場合には、前項の規定を適用しません。

(1) 第12条（保険料の払込を免除しない場合）第３項および第５項第１号の規定により新たな保険契約者が指定されたとき

(2) 第３項第２号の規定に該当するとき

(3) 保険契約者と後継保険契約者が死亡し、かつ、その死亡の先後が明らかでないとき

③　すでに保険料の払込を要しなくなっている場合で、保険契約者が後継保険契約者の故意により死亡したときは、つぎのとおりとします。

(1) 後継保険契約者と被保険者が異なるときは、被保険者が新たな後継保険契約者に変更されたものとし、第１項の規定により取り扱います。

(2) 後継保険契約者が被保険者であるときは、つぎのア．またはイ．の方法で取り扱います。

ア．被保険者を除く保険契約者の法定相続人の申出により、保険契約を、保険契約者の死亡時に消滅させる方法。この場合、会社は、責任準備金（責任準備金の金額が死亡給付金額を上回る場合には、死亡給付金額）を保険契約者の法定相続人に支払います。

イ．被保険者を除く保険契約者の法定相続人のうち１名を後継保険契約者とし、第１項の規定により取り扱う方法

④　後継保険契約者と被保険者が異なる場合で、後継保険契約者が死亡したときは、その死亡時に、被保険者が新たな後継保険契約者に変更されたものとします。

⑤　保険契約者の死亡後、後継保険契約者が死亡し、前項の規定を適用するときは、後継保険契約者の死亡時に、保険契約上の一切の権利義務が新たな後継保険契約者となる被保険者に承継されます。この場合、被保険者は、後継保険契約者の死亡の事実を証する書類を添えて、すみやかに会社に通知してください。

⑥　つぎのいずれかに該当する場合には、前項の規定を適用しません。

(1) 後継保険契約者が被保険者の故意により死亡したとき

(2) 保険契約者と後継保険契約者が死亡し、かつ、その死亡の先後が明らかでないとき

⑦　前項第１号の場合、つぎの各号のいずれかの方法で取り扱います。

(1) 被保険者を除く保険契約者の法定相続人の申出により、保険契約を、後継保険契約者の死亡時に消滅させる方法。この場合、会社は、責任準備金（責任準備金の金額が死亡給付金額を上回る場合には、死亡給付金額）を死亡した後継保険契約者の法定相続人に支払います。

(2) 被保険者を除く保険契約者の法定相続人のうち１名を後継保険契約者とし、第１項の規定により取り扱う方法

⑧　本条の保険契約の承継がされたときは、保険証券に表示します。

（遺言による後継保険契約者の変更）

第35条　第33条（後継保険契約者の指定および変更）に定めるほか、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下、本条において同様とします。）は、保険契約者が死亡するまでは、法律上有効な遺言により、第33条に定める後継保険契約者の変更をすることができます。

②　前項の後継保険契約者の変更は、第33条第２項または第３項に定める被保険者の同意がなければ、その変更の効力を生じません。

③　本条による後継保険契約者の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

④　保険契約者の相続人は、別表５に定める書類を会社に提出してください。

19. 給付金等の受取人による保険契約の存続

（給付金等の受取人による保険契約の存続）

第36条　保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、その通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

(3) 生存を支払事由とする給付金等のみの受取人でないこと

③ 前項の場合、給付金等の受取人は、別表５に定める書類を会社に提出してください。

④ 第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第２項の規定により効力が生じなくなるまでに、つぎの各号の給付金等の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うべきときは、次項から第７項までのとおり取り扱います。

(1) 死亡を支払事由とする給付金等（ただし、第５号に該当するものを除きます。）

(2) 支払事由の発生により保険契約が終了する生存を支払事由とする給付金等（ただし、第５号に該当するものを除きます。）

(3) 支払事由の発生により保険契約が終了する傷害または疾病を支払事由とする給付金等（ただし、第５号に該当するものを除きます。）

(4) 支払事由の発生により保険契約が終了しないつぎの給付金等（ただし、第５号に該当するものを除きます。）

ア．生存を支払事由とする給付金等

イ．解約払戻金が減少する傷害または疾病を支払事由とする給付金等

(5) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等

⑤ 前項第１号から第３号までの場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

⑥ 第４項第４号の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額が第２項本文の金額以上となる場合

ア．当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第２項本文の金額未満となる場合

ア．当該支払うべき金額を債権者等に支払います。

イ．当該給付金等の支払事由が生じた時以後、第２項本文の金額は、前ア．の金額を差し引いた金額とします。

ウ．第１項の規定により解約の効力が生じたときは、前号の規定を適用します。この場合、「給付金等の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

⑦ 第４項第５号の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額が第２項本文の金額以上となる場合

ア．当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第２項本文の金額未満となる場合

ア．当該支払うべき金額は、第１回および第２回以後の年金支払の給付金等の一括前払を行う金額とし、前号の規定を適用します。

イ．保険契約は支払事由が生じた時に消滅します。

20. 保険契約者の住所または集金場所の変更

（保険契約者の住所または集金場所の変更）

第37条　保険契約者が住所または集金場所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。

② 保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所または集金場所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または集金場所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

③ 第１項の規定にかかわらず、保険契約者の同意を得て、変更後の保険契約者の住所について会社の定める方法により提供を受けたときは、保険契約者からの通知の省略を認めることがあります。

21. 保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行

（保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行）

第38条　保険契約の継続中に、保険契約者または被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居しもしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または保険料の変更を行わず、保険契約上の責任を負います。

22. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第39条　契約日における保険契約者および被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

②　保険契約締結後の保険契約者および被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第40条　保険契約申込書に記載された保険契約者または被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

(1) 契約日における実際の年齢が会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

(2) 契約日における実際の年齢が会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約者について、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達しており、その達した日における被保険者の年齢が会社の定める契約年齢の範囲内であった場合には、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

②　保険契約申込書に記載された保険契約者の性別に誤りがあったときは、前項の規定を準用します。

23. 契約者配当金

（契約者配当金）

第41条　この保険契約には、契約者配当金はありません。

24. 時効

（時効）

第42条　満期祝金、死亡給付金、解約払戻金もしくはその他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

25. 管轄裁判所

（管轄裁判所）

第43条　この保険契約における学資金、満期祝金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店または学資金、満期祝金もしくは死亡給付金の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

②　この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

26. デビットカード等およびクレジットカードによる保険料等の払込

（デビットカード等による保険料等の払込）

第44条　保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。

②　前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。

③　第1項のほか、保険契約者は、会社の指定した電子決済を利用することにより保険料等を払い込むことができます。この場合、会社が実際に保険料等を受け取る前の所定の時を保険料等を受け取った時とみなして取り扱うことがあり

ます。この取扱を行った場合は、保険契約者に責任開始の日を通知します。

（クレジットカードによる保険料等の払込）

第45条　保険契約者は、会社の指定したクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）を使用することにより保険料等を払い込むことができます。

② 前項の場合、会社が指定カードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行ったうえで、指定カードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用するときは、クレジットカード利用票を作成した時）に保険料等が払い込まれたものとします。

③ 会社が指定カードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの条件をすべて満たすときは、保険料等の払込はなかったものとして取り扱います。

(1) 会社が、会社と保険料等のクレジットカードによる決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社（以下「提携カード会社」といいます。）から保険料等を受け取ることができないこと

(2) 提携カード会社が指定カードの名義人から保険料等を受け取ることができないこと

④ 前項の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本条の取扱に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。

(2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、保険料等を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

27. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則

（情報端末による保険契約の申込等に関する特則）

第46条　保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末などの情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込および告知をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社に送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、保険契約の申込をすることができるものとします。

(2) 保険契約者（特約を付加することにより、被保険者に関する告知が必要となる場合には、保険契約者または被保険者）は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社に送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、告知することができるものとします。

② 会社は、前項の規定による保険契約の申込および告知を受けたときは、その保険契約の申込および告知に関する書面等を保険契約者（被保険者に関する書面等については被保険者）に交付します。

28. インターネットによる保険契約の申込等に関する特則

（インターネットによる保険契約の申込等に関する特則）

第47条　保険契約者または被保険者は、会社の承諾を得て、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により、保険契約の申込および告知（以下「保険契約の申込等」といいます。）をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、会社が電磁的方法により表示した保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社に送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。

(2) 保険契約者（特約を付加することにより、被保険者に関する告知が必要となる場合には、保険契約者または被保険者）は、書面による告知にかえて、会社が電磁的方法により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社に送信することによって、告知することができるものとします。

(3) 会社は、第１号および前号により保険契約者または被保険者から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込等があったものとして取り扱います。この場合、会社は、受信した保険契約の申込等の内容を保険契約者（被保険者に関する書面等については被保険者）に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

出生前加入特則

（特則の適用）

第１条　被保険者となるべき者が保険契約締結の際に胎児である場合には、本則の規定のほか、この特則を適用します。

（被保険者）

第２条　前条の胎児（以下「胎児」といいます。）は、出生時に被保険者となります。

（出生の通知）

第３条　被保険者が出生したことを知ったときは、保険契約者は、すみやかに別表５に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して、その旨を通知してください。

②　前項の通知がされたときは、保険証券に表示します。

（流産、死産等）

第４条　胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

②　前項の事実を知ったときは、保険契約者は、すみやかに別表５に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して、その旨を通知してください。

（複数出生の場合）

第５条　胎児が複数で出生した場合には、戸籍上先順位に記載された者を被保険者とします。

②　前項の規定にかかわらず、胎児が複数あり、かつ、保険契約の締結の際に保険契約者から戸籍に記載されるべき順位によって被保険者となるべき者を指定する申出があったときは、戸籍上その順位に記載された者を被保険者とします。

③　前項の場合、胎児の流産または死産等により、指定された戸籍上の順位に該当する者が出生しなかったときは、前条の規定を準用します。

④　第１項または第２項の取扱がされたときは、保険契約者に通知します。

（出生前の保険契約者の死亡）

第６条　被保険者となるべき者の出生前に、保険契約者が死亡し、本則第11条第１項に定める保険料の払込免除事由が生じたときで、かつ、後継保険契約者を被保険者とした場合、被保険者となるべき者は、本則第34条（保険契約者または後継保険契約者の死亡による保険契約の承継）の規定にかかわらず、出生した時から保険契約上の一切の権利義務を承継します。

（契約年齢の計算の特例）

第７条　契約日における被保険者の年齢は、本則第39条（年齢の計算）第１項の規定にかかわらず、０歳とします。

指定代理請求人による請求に関する特則

（特則の付加）

第１条　保険契約者は、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、この特則を付加することができます。

（特則の対象となる保険料の払込免除または育英年金等）

第２条　この特則の対象となるのは、つぎの各号に定める主契約またはこの保険契約に付加した特約による保険料の払込免除または育英年金等（以下、それぞれ「保険料の払込免除」、「育英年金等」といいます。）とします。

(1) 保険料の払込免除（保険契約者が死亡したことによる保険料の払込免除を除きます。）

(2) 高度障害育英年金または就業不能育英年金

(3) 前２号のいずれかの事由に該当した後のつぎの給付金等

ア．学資金または満期祝金

イ．死亡給付金

ウ．入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、入院一時金、感染症入院一時金または骨折治療給付金

（指定代理請求人）

第３条　この特則を付加する場合、後継保険契約者を保険契約者の代理人（以下「指定代理請求人」といいます。）とします。

（指定代理請求人による保険料の払込免除または育英年金等の請求）

第４条　保険契約者が第２条（特則の対象となる保険料の払込免除または育英年金等）に定める保険料の払込免除または育英年金等を請求できない特別な事情があるときは、指定代理請求人が別表５に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、保険契約者の代理人として保険料の払込免除または育英年金等を請求することができます。

②　前項の規定により会社が育英年金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して育英年金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

③　本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

(1) 故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者

(2) 故意に育英年金等の支払事由を生じさせた者

(3) 故意に育英年金等の受取人を育英年金等の請求ができない特別な事情に該当させた者

(4) 故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者

④　指定代理請求人が育英年金等または保険料の払込免除を請求する場合は、本則または特約条項の育英年金等または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

（特則の解約）

第５条　保険契約者は、被保険者の同意を得て、この特則を解約することができます。

②　前項の規定によりこの特則が解約された場合、この特則の指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。

③　この特則の解約をするときは、保険契約者は、別表５に定める書類を会社に提出してください。

④　この特則が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（本則の規定の準用）

第６条　この特則に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き本則の規定を準用します。

別表１　死亡給付金額

死亡給付金は、つぎの算式により計算される金額とします。

(月払保険料)×(保険料の払込回数)－(すでに支払事由の生じた学資金の合計額)

（注）

1．上記の月払保険料は、個人扱保険料率によります。

2．基準学資金額および満期祝金額の減額または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われた場合には、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の基準学資金額、満期祝金額または保険契約者であったものとして計算します。

3．保険料の払込回数については、被保険者が死亡した日を含む保険料期間までに保険料を払い込むべき回数とします。

4．被保険者が死亡した時に、こども保険総合保険料払込免除特約が付加されている場合、上記の月払保険料は、こども保険総合保険料払込免除特約が付加されている場合の保険料とします。

別表２　不慮の事故

不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は(1) によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、(2) の事故は除外します。

(1) 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1．急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2．偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3．外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考　急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、(1) の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落 ・不慮の転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、(1) の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病における原因 ・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

(2) 除外する事故

項目	除外する事故
1．疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2．疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3．疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5．接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c．細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表３　高度障害状態

(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
(2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
(3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
(4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
(5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
(6) １上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
(7) １上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

別表４　身体障害状態

(1) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
(2) １眼の視力を全く永久に失ったもの
(3) １上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの
(4) １下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの
(5) １手の５手指を失ったかもしくは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは１０手指の用を全く永久に失ったもの
(6) 10足指を失ったもの
(7) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

別表３および別表４の備考

１．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

２．眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

３．言語またはそしゃくの障害

(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの３つの場合をいいます。
① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

４．耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
(2)「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が９０デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

５．上・下肢の障害

(1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
(2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

６．脊柱の障害

(1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のもの

をいいます。
(2)「脊柱に著しい運動障害」とは、頚椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の３種の運動のうち、２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

７．手指の障害
(1)「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
(2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合をいいます。

８．足指の障害
「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

呼 称

身体呼称

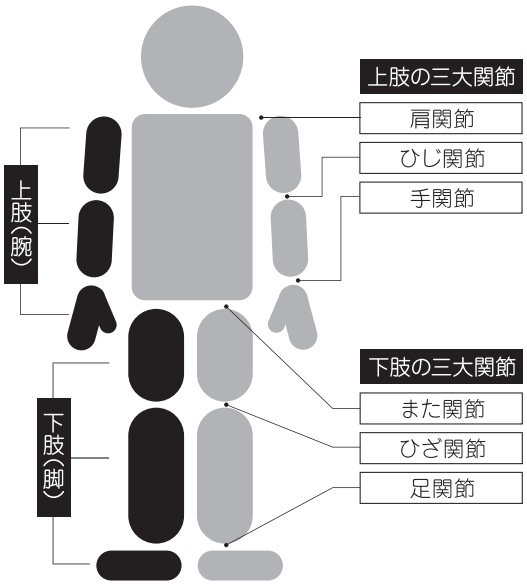

手指の呼称

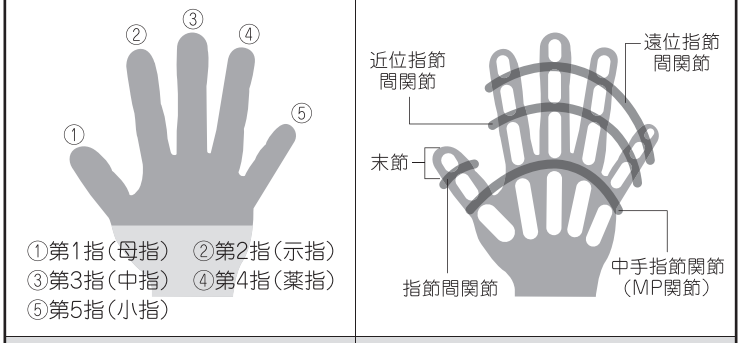

足指の呼称

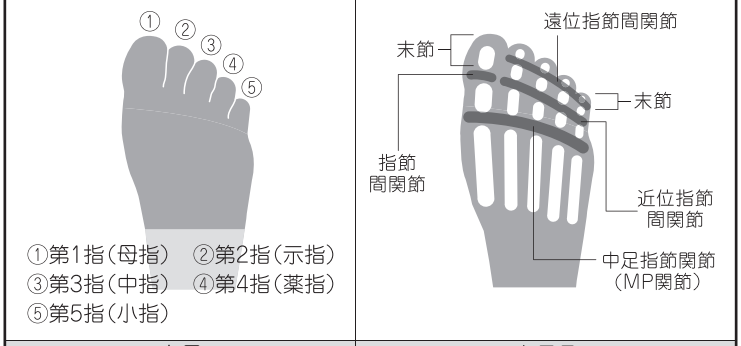

（身体）障害図解例

手・足を失ったもの

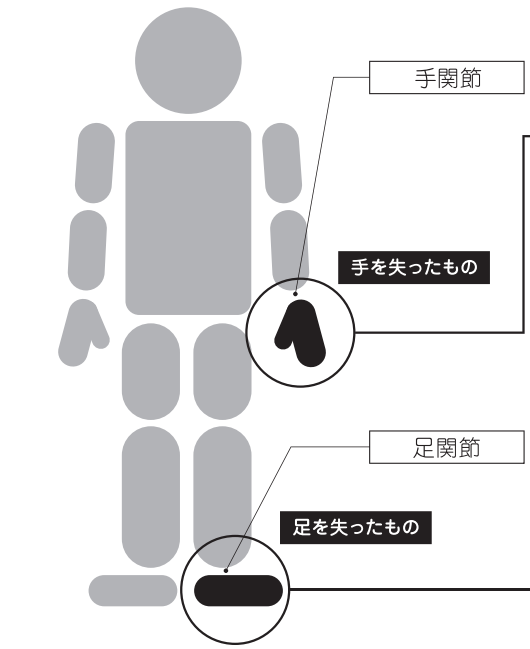

手指を失ったもの

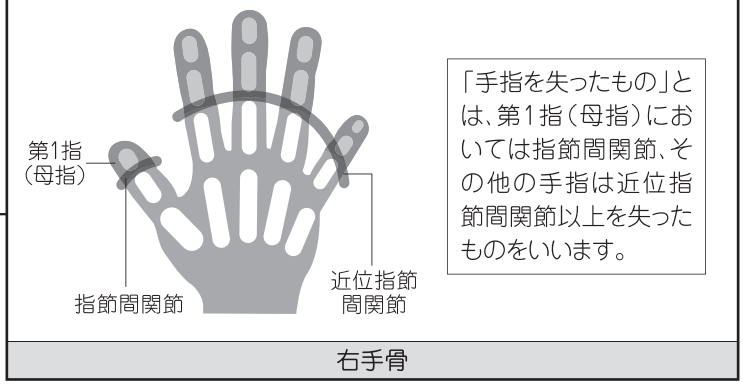

「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

足指を失ったもの

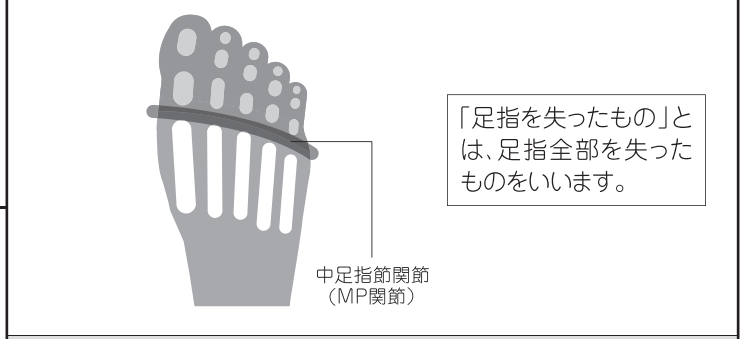

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表５　請求書類

(1) 学資金、満期祝金、死亡給付金および保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
１．学資金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
２．満期祝金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
３．死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
４．保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書（死亡の場合は、医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）） (3) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故を原因として身体障害状態に該当した場合にかぎります。） (4) 保険契約者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 後継保険契約者の戸籍抄本（保険契約者が死亡した場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
５．保険料の払込免除または育英年金等の指定代理請求	(1) 普通保険約款および各特約条項に定める保険料の払込免除または育英年金等の請求書類 (2) 保険契約者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 保険契約者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。上記の書類の提出以外の会社の定める方法により請求された場合、請求権者からの請求の意思表示が会社に到着した日に請求があったものとして取り扱います。

２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類	
1．保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（特約を付加することにより、被保険者に関する告知が必要となる場合には、保険契約者および被保険者に関する告知とします。）に関する会社所定の告知書 (3) 保険証券	
2．基準学資金額および満期祝金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券	
3．払済保険への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券	
4．解約および解約払戻金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券	
5．保険契約者に対する貸付	(1) 会社所定の申込書または請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券	
6．保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 新たに保険契約者となる者に関する会社所定の告知書 (3) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券	
7．後継保険契約者の指定および変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券	
	遺言による場合	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
8．給付金等の受取人による保険契約の存続	(1) 給付金等の受取人が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証明できる書類	
9．出生通知	(1) 会社所定の通知書 (2) 被保険者の戸籍抄本 (3) 保険証券	
10．流産、死産等の通知	(1) 会社所定の通知書 (2) 会社所定の医師または助産婦の流産、死産等を証する書類 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券	
11．指定代理請求人の指定および変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券	

（注）1．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。上記の書類の提出以外の会社の定める方法により請求された場合、請求権者からの請求の意思表示が会社に到着した日に請求があったものとして取り扱います。

2．会社は、上記の書類（前1．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

保険料口座振替扱特約

(2023年5月1日改正)

（特約の適用）

第１条　この特約は、保険契約締結または更新の際もしくは保険料払込期間中に保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

②　この特約を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。

(1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替（保険料相当額を保険契約者の指定口座から会社の口座に振り替えることをいいます。以下同様とします。）の取扱について提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること

(2) 保険契約者が提携金融機関に対し、保険料口座振替を委任すること

（保険料率）

第２条　この特約を付加する月払契約の保険料率は、口座振替扱保険料率とします。

②　前項の規定にかかわらず、この特約が付加された５年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の各保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。

③　第１項の規定にかかわらず、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。

（保険料の払込）

第３条　保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日（以下この定めた日を「振替日」といいます。）に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。

②　前項の振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、保険料は振替日の翌営業日に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。

③　第１項または第２項の規定により保険料口座振替が行われた場合には、振替日に保険料の払込があったものとします。

④　第１項または第２項の規定により同一の指定口座から２件以上の保険契約の保険料口座振替を行う場合には、保険契約者は会社に対し、その振替順序を指定できないものとします。

⑤　保険料口座振替により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）

第４条　会社は、保険契約者からの申出により、つぎの保険料口座振替を会社の定める範囲内で取り扱うことができます。

(1) 月払契約の場合、繰り返し同一月数分（以下この月数を「振替月数」といいます。）の保険料（保険料払込期間満了までの月数が振替月数に満たないときは、その最終月までの保険料とします。）を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に保険料口座振替により一括して会社に払い込むことができます。

(2) まだ保険料期間の到来していない保険料（以下「前納保険料」といいます。）の全部または一部を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、前条第１項または第２項に規定する保険料と同時に保険料口座振替により会社に払い込むことができます。

(3) 前納保険料の全部または一部を、会社の定める日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、保険料口座振替により会社に払い込むことができます。

②　本条の規定による保険料口座振替を行う場合には、主約款の保険料の前納に関する規定および前条第３項から第５項までの規定を準用します。

（保険料口座振替不能の場合の取扱）

第５条　第３条（保険料の払込）の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険料の払込方法（回数）に応じ、つぎのとおり取り扱います。

(1) 月払契約の場合には、翌月の振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が２か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料１か月分の保険料口座振替を行います。

(2) 年払契約または半年払契約の場合には、振替日の翌月の応当日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に再度保険料口座振替を行います。

②　前条第１項第１号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、毎月払に変更した上で、前項第１号の規定を適用します。この場合、保険契約者からとくに申出のないかぎり、以後の保険料は毎月払で保険料口座振替を行います。

③　前条第１項第２号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者か

ら前条第１項第２号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行いません。ただし、払込期月を過ぎた保険料については、第１項の規定を適用します。

④　前条第１項第３号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者から前条第１項第３号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行いません。

⑤　第１項から第３項までの規定による払込期月を過ぎた保険料の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

（保険料口座振替扱に関する諸変更）

第６条　保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。

②　第４条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第１項第１号による取扱を行っている保険契約について、振替月数の変更または毎月払への変更をする場合には、保険契約者は、あらかじめ会社に申し出てください。

③　保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。この場合、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。

④　提携金融機関が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するかまたは保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。

⑤　会社は、会社または提携金融機関に止むを得ない事情が発生した場合には、振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第７条　つぎのいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

(1)　主契約が消滅したとき
(2)　主契約が失効したとき
(3)　保険料の振替貸付が行われたとき
(4)　保険料の払込を要しなくなったとき
(5)　保険料の払込方法（経路）を他に変更したとき
(6)　第１条（特約の適用）第２項の条件を満たさなくなったとき
(7)　第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第５項の場合に該当したとき

（主約款の規定の適用）

第８条　この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

（第１回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）

第９条　第１回保険料（第１回保険料相当額を含みます。以下同様とします。）から保険料口座振替を行う場合には、主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第１条）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日は第１回保険料が指定口座から振り替えられた日とし、その日を契約日とします。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。

(1) 会社の定める団体保険契約の普通保険約款またはこれに付加されている会社の定める特約の規定により、会社の定める同種の個人保険に加入するとき
(2) 取扱総則規定約款に定める既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則を適用して、会社の定める個人保険に加入するとき

②　指定口座から振り替えられるべき第１回保険料については、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第３条（保険料の払込）第１項の規定中「払込期月中の会社の定めた日」とあるのは「会社の定めた日」と読み替えます。
(2) この特約の第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱）、第６条（保険料口座振替扱に関する諸変更）および第７条（特約の消滅）の規定は適用しません。

③　第１回保険料が指定口座から振り替えられるべき日に保険料口座振替できなかったときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。
(2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、第１回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

④　第１項および前項の規定にかかわらず、保険契約者の申出により、保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本項において「追加指定契約」といいます。）の第１回保険料を保険料口座振替する場合には、つぎの各号のとおり取り扱うものとします。

(1) 取扱総則規定約款に定める会社の責任開始期の規定にかかわらず、会社の責任開始期は、追加指定契約の申込をした時（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知の時。）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とし、責任開始期の属する日を契約日とします。ただし、会社が追加指定契約の申込を承諾した場合にかぎります。

(2) 追加指定契約の第１回保険料が保険料口座振替できなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第１回保険料を払い込むことを要します。この第１回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約を無効とします。

(3) 追加指定契約の契約日から第１回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。

ア．給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から第１回保険料を差し引きます。

イ．前ア．の場合、支払うべき金額が差し引くべき第１回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第１回保険料を払い込むことを要します。この第１回保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。

ウ．保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第１回保険料を払い込んでください。この第１回保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

エ．会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約を解約した場合、解約払戻金はありません。

（ボーナス併用払込方式が適用されている場合の特則）

第10条　保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合で、振替日に保険料口座振替不能となったときは、第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第１項第１号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) ボーナス月直前の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の振替日にボーナス月直前の平常月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月の保険料については、次号の規定を準用します。

(2) ボーナス月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の翌月の振替日にボーナス月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月直後の平常月の保険料については、次号の規定を準用します。

(3) 第１号以外の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が２か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料１か月分の保険料口座振替を行います。

② 前項の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第５項の規定を準用します。

③ 保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合には、第４条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）の取扱は行いません。

（保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則）

第11条　保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、複数の指定契約を１契約として、この特約の規定を準用します。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

第12条　取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第２条（保険料率）第３項の規定は「第１項の規定にかかわらず、主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。」と読み替えます。

(2) 第３条（保険料の払込）第１項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

(3) 第４条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第２項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。

(4) 第８条（主約款の規定の適用）および次条中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

(5) 第９条（第１回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第１項中「主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第１条）」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

(6) 会社の定める保険料払込免除特約等を主契約に中途付加する際に、会社の定める方法により計算した金額を口座振替扱により払い込むことができます。この場合、第９条（第１回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第２項および第４項の規定を準用します。

（契約日の特則）

第13条　保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾し

たときには、つぎのとおり取り扱うことができるものとします。

(1) この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とします。

(2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。

=MEMO=

太陽生命からのお願い

●つぎのようなときには、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）まですぐお知らせください。

・ご転居、住所表示変更などのとき

・名義変更（契約者変更、受取人変更、改姓・改名など）、保険証券紛失などのとき

●当社の経営についてのご意見、ご契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）までお気軽にご連絡ください。

※当社の経営についてのご意見は、太陽生命ホームページでも受付しております。

●ご契約に関するご照会やご通知の際、あるいは当社経営に関するご意見の際には、保険証券の記号・番号、ご契約者と被保険者のお名前およびご住所を必ずお知らせください。

●保険証券は大切に保管してください。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。
内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようお願いします。
特に、

1. 学資金・給付金などのお支払いについて
2. 保険料の払込免除について
3. 給付金をお支払いできない場合について
4. 責任会式について
5. 告知に関するご注意点について
6. クーリング・オフ制度について
7. 保険料の払込方法について
8. 払込猶予期間とご契約の効力について
9. 効力を失ったご契約の復活について
10. ご解約と解約払戻金について

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、わかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

ご契約に関する照会やご相談につきましては、
下記お客様サービスセンターへお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター　0120-97-2111（通話無料）
営業時間　月～金曜日　9：00～18：00
土曜日　9：00～17：00
（日曜日・祝日・年末年始（12/30～1/4）は休業します）

※太陽生命お客様サービスセンターとのお電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、太陽生命におけるお客様に関する情報の取扱については、太陽生命ホームページをご覧ください。

VEGETABLE OIL INK

[募集代理店]

[引受保険会社]

太陽生命保険株式会社

（本社）　〒103-6031　東京都中央区日本橋2丁目7番1号
ホームページ　https://www.taiyo-seimei.co.jp/

2025年1月作成

個-980-24-780(2025/3/7)　DB000399-B1　2024.11